

令和 6 年 9 月 6 日

令和 6 年第 3 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 3 日 開会

令和 6 年 9 月 13 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年9月6日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	新島 和貴君	議会係長	小峰 典子君
--------	--------	------	--------

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和6年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年9月6日（金）
午前10時00分 開議

会 期 令和6年9月3日～9月13日（11日間）

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問（9名） 1 澤本 幹男議員 2 相田恵美子議員 3 高橋 邦男議員 4 原島 幸次議員 5 榎戸 雄一議員 6 宮野 亨議員 7 森田 紀子議員 8 伊藤 英人議員 9 大澤由香里議員	—
3	6 陳情第1号	マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう国への意見書提出を求める陳情書	不採択
4	6 陳情第2号	民間建築物に係る石綿（アスベスト）等含有調査への助成制度を求める陳情書	趣旨採択

（午後4時29分 散会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 9 名です。これより通告順に行います。

はじめに、6 番、澤本議員から 2 問の通告を受けておりますので、まず 1 問目の質問を許可します。澤本議員。

〔6 番 澤本 幹男君 登壇〕

○6 番（澤本 幹男君） おはようございます。

それでは、1 問目をお伺いをさせていただきます。氷川地区に歯科医院の招致についてでございます。

奥多摩町にある歯科医院は、古里地区と氷川地区にそれぞれ 1 つずつありました。しかし、この春、氷川地区にある高橋歯科医院は当面の間休診となりました。現在では、町にある歯科医院は古里歯科診療所のみとなりました。休日の歯科患者に対して古里歯科診療所が対応して年 1 回、3 月 30 日に応急診療を行うとされていますが、年 1 回では心もとないですし、高齢化率 52% 超の奥多摩町にとって、特に高齢者にとっては身近な歯科医院が必要です。氷川地区に歯科医院がないことは小河内、日原地区の高齢者にとっても不便であると思います。

口腔医療は、高齢者にとって非常に大切です。健康で元気な体を維持するためには、食べ物を口に入れて咀嚼する歯と歯の周辺組織が大切であり、心と体の健康を保ち、元気で長生きすることと歯は大きく関わっています。町民の健康を維持するためにも氷川地区に歯科医院は必要と思います。

高橋歯科医院が再診療していただけるのか、駄目なら他の方法があるのか、西多摩歯科医師会に相談する方法もあるかと思います。ぜひ町民の健康維持のため、氷川地区に歯科医院の招致についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 番、澤本幹男議員の一般質問の 1 問目、氷川地区に歯科医院の招致についてにお答えをいたします。

高橋歯科医院につきましては、青梅市で開設している高橋スマイル歯科の分院として、

奥多摩町の氷川地区において令和５年度では火曜日と金曜日に診療をしておりましたが、歯科医師の人員不足により、高橋スマイル歯科から高橋歯科医院へ歯科医師を派遣することができず、令和６年３月２９日で閉院し、再開は難しい状況であります。

そのため現在では町内で開設している歯科医院は、古里地区にある古里歯科診療所のみとなっております。古里歯科診療所は、松下良医師により平成５年に開設し、町が所有している旧古里出張所の建物において診療をしております。診療日は、祝日を除いた月曜日、水曜日、金曜日、日曜日となっており、診療時間は午前９時から正午までと午後３時から６時まで、日曜日は午前９時から正午までの診療となっております。

澤本議員からのご質問にある歯科の救急診療についてですが、日曜祝日及び年末年始の応急歯科診療事業を西多摩の５市町で西多摩歯科医師会に委託をしており、西多摩歯科医師会に所属している歯科医院において輪番制で実施をしております。令和６年度においては、年間７２日中の１日が古里歯科診療所の当番日であり、令和７年３月３０日の午前９時から午後５時まで実施いたします。

当町における高齢者を対象とした歯科保健事業の実施状況であります。１点目として、歯科健康診査事業は、歯の喪失原因となる歯周病などの歯周疾患を早期に発見し、その進行を防ぎ、歯の健康を保つために、古里歯科診療所において実施しております。対象者は、町内に住所を有する２０歳以上の方で、問診、口腔内検査及び予防指導を無料で行っております。

２点目として、高齢者に対する口腔ケア事業は、保健事業と介護予防が一体となり、後期高齢者のフレイル予防を図り、健康づくりの支援をする仕組みである高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の一環として、地域の集会施設や訪問により個人宅に歯科衛生士を派遣し、住民のオーラルフレイルの状態を把握することで、状態に合わせたフレイル予防を行い、歯科疾患の予防に関する健康教育や健康相談を行うものであります。令和６年度から高齢者に対する口腔ケア事業を実施する歯科衛生士を会計年度任用職員として採用し、事業を９月から実施する予定となっております。

氷川地区の歯科医院につきましては、高橋スマイル歯科からの歯科医師派遣が難しい現状であるため、たかはし歯科医院再開のめどは今のところ立っておりませんが、氷川地区及び小河内・日原地区の住民にとって、氷川地区に歯科医院があることで歯科医院に通いやすく、また、定期的に歯科医院に通い、口腔ケアを行うことは、高齢者の健康維持の観点からも重要なことであると考えておりますので、たかはし歯科医院の再開以外の氷川地区への歯科医院の招致については今後、西多摩歯科医師会との協議の場もあることから、

情報収集し、実現の可能性を探ってまいります。

また、歯科医院に通わなくても歯の健康を維持できるよう、引き続き歯科保健事業を推進してまいります。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。小河内・日原地区の高齢者にとっても氷川にあることは大事なので、ぜひとも可能性を探っていくということで、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

それと1点お伺いいたします。歯科の健康診断をされているということで、その状況がどうなのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保育課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 6番、澤本議員さんの再質問にお答えいたします。

健診の状況ということでご質問をいただきました。歯科健診の事業に関わる健診については、昨年度の令和5年度の実績となりますけれども、20歳以上の対象者となりまして、4,234人で、うち受診者が5人ということで、実際受診率は0.1%というような状況でございます。

議員からの質問にも歯の大切さについてのご質問ということでありまして、町といたしましても受診率の向上を図るためにこれまで広報や年1回の全戸配布で保健事業のお知らせ等についてはさせていただいているところでございますけれども、やはり受診率が低いということから考えると、また次年度以降にはなりますけれども、東京都の受診の促進に向けた取組の補助金などもありますので、そうしたメニューを活用することができれば、そうした普及啓発に係る事業だとかを活用し、今後、受診率の向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） 受診率が0.1、5人ということで非常にショックな数字で、先程言いましたけど、口腔医療は高齢者にとって非常に大切です。

食べるということが、結局健康を維持するという基本ですので、そのためにも来なかったからいいということではなくて、今ご答弁いただきましたように、受診をしてくれという投げかけはしているでしょうけど、本当に健康維持のためにぜひとも口腔のケア、歯周組織のことも含めて全て見てくれますので、ぜひとももう一度考えていただいてPRして手段を考えていただきたいし、そのためにも氷川にあるからぜひ来てくれということになるか

と思いますので、ぜひとも前向きに歯科医院の特に身近な、ここにあれば行きやすくなりますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。1 問目は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2 問目の質問を許可します。

○6 番（澤本 幹男君） それでは、2 問目を質問させていただきます。奥多摩町で今後予想される財政面の課題についてでございます。

奥多摩町の4月1日現在における世帯数は2,497 世帯で、人口が4,576 人となっております。町の最大の課題は少子高齢化の問題ですが、それに伴う財政面の課題も大きくなってきています。大きく挙げると、人口減少（生産年齢人口減少）と高齢化に伴う税収の減少、高齢化などに伴う社会保障費の増大、施設の老朽化への対応による投資的経費の増大等ありますが、町の最近の一般会計予算を見ますと、歳入歳出が69 億円前後で推移しております。しかし、税収収入は、以前は7 億円ほどでしたが、令和になってから年々減少して、今年の予算は6 億 5,000 万円となっております。町の税収は年々減少していくという状況の中で、一般会計予算は例年並みの予算を組んでおります。これは町民へのサービスを低下させないためだと思いますが、これからも同じ状況を維持していけるのか疑問です。

歳出の中で、例えば性質別歳出としての扶助費は、ここ数年、大幅な増減はありませんが、今後の見通しはどうなるかわかりません。また、町は様々な基金を積み立てていて将来への備えをしていますが、その中で、庁舎建設基金は数年後には減少します。様々な財政面の課題を抱えているのが現状ですが、将来に向けて今後予想される財政面の課題についてどのように考えていて、どのような対策を取っていくのかお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 澤本議員2 問目の奥多摩町で今後予想される財政面の課題についてお答えをいたします。

ご質問の様々な財政課題を抱えているのが現状ですが、今後予想される財政面の課題についてどのように考えていて、どのような対策を取っていくのかお伺いいたしますについてですが、澤本議員からは、令和2 年第3 回町議会定例会の一般質問、奥多摩町のこれからの財政について、令和3 年第3 回町議会定例会及び令和6 年第1 回町議会定例会の一般質問、東京都市町村総合交付金についてのご質問など、町の財政に対するご質問をいただいております。私から答弁をさせていただいております。

町が抱える財政面の課題につきましては、これまでも申し上げておりますが、歳入面で

は、国や東京都等の財源に依存する割合が依然として高い状況に変わりがなく、人口減少や高齢化に伴い、町税が漸減しており、今後も減少傾向にあること、また、歳出面では、新庁舎建設などの大型事業、更新時期を迎えている様々な公共施設の改修や道路・橋梁等のインフラ整備など、投資的経費において多くの支出が見込まれること、更には引き続き燃料費価格や物価の高騰などの影響により町を取り巻く財政環境は今後も厳しい状況にあると認識をしております。

このような状況の中、近年では令和元年台風 19 号災害に伴う災害復旧費の増、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うワクチン接種事業費の増、地域応援券交付事業や事業継続応援金給付事業などの経済対策費の増、更には町内高齢者施設等への燃料費や物価高騰への財政支援など、国や東京都からの財源を活用した様々な事業を実施していることから、一般会計の予算規模は例年より大きなものとなっております。

このように今後の財政の見通しが難しく、財源確保が厳しくなる中、住民サービスの水準を維持し、安定的な財政運営を実現していくためにも財政調整基金をはじめ、各種積立基金の重要性は増すものと考えております。

議員からのご質問にございましたとおり、基金のうち、庁舎建設基金につきましては、庁舎建設事業への特定財源として積み立てているため、今後、全額を取り崩すものとなりますが、年度間の財源調整や災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる財政調整基金の令和 5 年度末の残高は 17 億 7,000 万円となり、10 年前と比較して 2 倍以上の積立額となっております。

また、庁舎建設基金を除いた特定目的基金及び減債基金を合わせた令和 5 年度末の基金残高は 46 億 6,000 万円と基金の積み増しを行い、今後の財政需要に備え、財源の確保に努めております。

また、町税の減少の一つの要因と考えられる人口減少への取組については、町の最重要施策として、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また積極的に推進しており、これまでの各種施策により人口減少のスピードは緩やかになっております。

本年 8 月 1 日現在の定住対策事業人口は 585 人で、総人口の 12.8%を占めており、うち生産年齢人口は 353 人で、生産年齢人口全体の 19.3%が定住対策によるものであり、少子化・定住化対策の推進が財政面においても有効な施策となっております。

本定例会の第 1 日目に行われた松永代表監査委員からの決算審査の総括意見においても、町の財政状況に対し、監査の立場からも危機感を感じざるを得ないとのことが発言がございま

したが、その一方で、ポジティブな側面として、民間事業者や大学との連携については、町の魅力発信基地として大きな武器となり得るため、これらのコンテンツを上手に生かして魅力を存分に発揮し、町の活性化に繋げていただきたいとのご意見もいただきました。

町といたしましても引き続き少子化・定住化対策を推進していくとともに、民間事業者や大学との連携を図りながら、更には地域や地域の人々と多様に関わる人々、いわゆる関係人口の皆様のお力もお借りしながら、今後も住民皆様との協創による町づくりを進め、町の活性化が図れるよう努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

1点お伺いさせていただきます。今、長期総合計画を計画中だと思うんですけど、5期の中には身の丈に合った財政運営をしていくことが基本ということが出ていますけど、6期にはどのように反映させていくお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 6番、澤本議員からの再質問にお答えいたします。

ご質問のほうは長期総合計画第5期の中では身の丈に合ったという財政運営ということでございます。議員からのご質問もございましたけれども、ここ数年、予算規模といたしましては70億に迫るような当初予算の規模を組んでおります。

その中で先程町長からの答弁もございましたけれども、災害だとか、ワクチン接種だとか、様々な要因でこのところ増えているという状況でご説明がございました。また、この先2年ほどは庁舎建設事業という大型事業がございますので、令和8年まではどうしても今まで以上の予算規模を組まなければいけないかなというふうには考えております。

その中で第6期長期総合計画を今策定中でございますけれども、当然、議員からのご質問の中にもございました財政課題、また、町長からもご説明をさせていただきました財政課題というのが非常にこれからの財政面において大きく影響してくるところだと思います。

そんな中で今、第6期のフレーズとしてはまだ出ていないんですけども、引き続き身の丈に合ったという言い方を第6期でするかはまだはっきりしておりませんが、人口数だとか、町のこれからの課題とかを見ながら適正な財政規模の予算を組んでいきたいということで考えております。

基金のほうも、先程町長の答弁の中でございましたけど、今のところ積み増しができている状況ではございますけれども、これからの財政課題に対する基金の取崩しもどうしてもしていかなければならないというところで考えておりますので、引き続き歳出削減等に

努めながら、身の丈に合った財政運営を引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6番（澤本 幹男君） 再質問はございませんが、基金の5年度末が46億6,000万ですか、近隣では相対的な基金の率は非常に大きな町の財政になっていて、多分ほかの市町村から比べればうらやましいと思うぐらいかと思います。

先人たちがよく積み立ててくれた分、また、課長さん各皆さんの努力によってこれだけ積み上がっているんだと思いますので、これからいろんな大型事業があるのはそれはしょうがないことであり、また、緊急な事業の支出もあるでしょうけど、ぜひ大切に考えていただいて、今後うまく、使うときは使う、しかし、効率よくまた積み立てていただいて、後々の人のために何かあるときにまた使えるように、いろんな意味で効率よい財政運営を今後とも引き続き計画されて執行されることを願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6番、澤本議員の一般質問は終わります。

本日、6番、澤本議員については、ご不幸があったために一般質問終了後から欠席となりますので、ご了解をいただきたいと思います。

ここで澤本議員については退席を許可します。

○6番（澤本 幹男君） 申し訳ありません。個人的な用で退席をさせていただきます。申し訳ありません。よろしくお願いします。

〔6番 澤本 幹男君 退席〕

○議長（小峰 陽一君） 次に、4番、相田恵美子議員から2問の通告を受けておりますので、まず1問目の質問を許可します。相田議員。

〔4番 相田恵美子君 登壇〕

○4番（相田恵美子君） おはようございます。4番、相田でございます。

1問目の質問をさせていただきます。町独自の障害福祉事業について。

障害者総合支援法に基づき、奥多摩町障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画が今年度から開始されております。現在、奥多摩町の障害者手帳を所持する方は、3障害合わせて約340名です。

「奥多摩の福祉サービス 障害サービス編」最新版には、国・東京都の法律や制度にのっとった手帳の交付や年金、手当等の案内と町独自の事業等について詳細な案内が記載さ

れております。

ここで町独自の障害福祉事業についてご質問させていただきます。

まず、重度障害者（児）タクシー乗車料金等助成事業について。この事業は、年間 2 万円のタクシー券やガソリン券等の助成が支給されています。昨年までは 1 万 5,000 円でした。

助成の条件としては、身体障害者手帳 3 級以上、愛の手帳 2 度以上、精神障害者手帳 3 級以上で、いずれも前年度町税非課税の方となっております。令和 4 年度の執行率は 83.5%でした。令和 5 年度は 88.9%です。

2 点伺います。

①事業の目的と助成条件の基準を伺います。

②タクシー券やガソリン券以外に新たな選択肢の予定はございますでしょうか。

次に、精神障害者支援事業について。この事業は、精神障害者手帳の 1 級、2 級の交付を受けている方が対象の事業で、ひと月 5,000 円の助成金が支給されていますが、この事業の目的と 3 級の方が助成対象ではない理由をお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、相田恵美子議員の一般質問の 1 問目、町独自の障害福祉事業についてお答えをいたします。

はじめに、重度障害者（児）タクシー乗車料金等助成事業についてお答えをいたします。

1 点目の事業の目的と助成条件の基準を伺いますについてですが、重度障害者（児）タクシー乗車料金と助成事業は、在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金等を助成し、移動の利便を図るとともに、障害者等及び保護者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進に資することを目的としているもので、助成の条件については、議員のご質問にもございましたとおり、前年度町民税非課税の方で、身体障害者手帳 3 級以上、愛の手帳 2 度以上、精神障害者福祉手帳 3 級以上の方が対象となっており、対象の方に年額 2 万円のタクシー乗車料金等を助成する事業となっております。

2 点目のタクシー券やガソリン券以外に新たな選択肢の予定はありますかについてですが、現在、タクシー乗車料金等助成事業では、ご利用になったタクシーの領収書に基づきタクシー乗車料金等を助成するタクシー乗車料金助成、指定されたタクシー会社で利用可能なタクシー券を助成するタクシー券助成、町内のガソリンスタンドのみで利用可能なガ

ソリン券を助成するガソリン券助成の3つの選択肢がございます。令和5年度における利用状況は、タクシー乗車料金助成が5名、タクシー券助成が10名、ガソリン券助成が94名で、ここ数年、それぞれの割合は概ね同様の傾向となっております。

町においてはガソリン券助成が最も多い状況であり、タクシー料金、タクシー券助成と合わせて概ね利用者のニーズを満たしているものと考えているため、現時点で新たな選択肢の検討は行っておりません。

次に、精神障害者支援事業についてお答えいたします。

精神障害者支援事業につきましては、精神障害を有する者に対し支援事業を実施することにより、精神障害者及び保護者等の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進に資することを目的として実施しているもので、条件に該当する方に月額5,000円の手当を支給する事業となっております。

これは身体障害者手帳及び愛の手帳所持者と同様に、経済的な支援を実施するという目的から始まったもので、事業を開始した平成23年度当時、身体障害者手帳及び愛の手帳所持者は、心身障害者福祉手当等の支給があり、また、都制度の手当の対象でない等級の方も町単独予算の心身障害者福祉手帳にて一定の等級の方へ支給をしている状況がございました。

一方で、精神障害を抱える方は、身体や知的の障害を抱える方とは異なり、視覚的に明確な障害があるわけではございませんが、身体障害者手帳及び愛の手帳所持者を所持する方と同様に働きづらさを感じる場面が多くあり、就労が難しいこともあるかと思われます。医療助成はあるものの、手当の支給はされていないことから、身体障害者手帳及び愛の手帳所持者と同様に経済的な支援を実施する必要があると判断し、手帳間の経済支援の差を解消する目的から町独自の事業として実施へ至った経緯がございます。

近隣の西多摩8市町村のうち、同様の事業を実施している団体は当町のみでございます。町では、事業開始の目的や経緯から、特に就労が難しく、経済的な支援が必要と思われる精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方を対象としているものとなっております。

町といたしましては、障害者が住み慣れた地域や家庭の中で明るく充実した日々を送ることができるよう、引き続き「ともにささえあうまち 奥多摩」を基本理念として障害福祉政策を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。

再質問4点させていただきます。

まず重度障害者タクシー券についてでございます。町長のご答弁にもございましたけれども、目的が社会参加の推進、移動の利便性を図る、経済的な負担を軽減、福祉の増進に資するということでした。在宅の障害者の方の社会参加を促進するというのが第1の目的だと思われますけれども、1行目、重度障害者というところで、ある意味身体障害者手帳3級以上、愛の手帳2度以上というのは重度なんですけど、精神障害者手帳は1級から3級までしかありません。この規則の中では、精神障害者手帳3級以上ということは、精神障害の方全員が当てはまるということで、この重度という定義には当てはまらないんじゃないかと思います。町はどのような認識をされているのか、お伺いします。

2点目です。選択肢を変えないというか、増やすということはないというご答弁でしたけれども、移動の利便性を図るというところでは、奥多摩町はバスとか電車を乗り継がないと都内のほうに行けない地理的な環境がございます。JRのSuicaとかPASMOとかにもこの助成事業が適用できたら、もっと活動の幅が広がるのではないかと思いますけど、その辺をどのようにお考えかお聞きます。

3点目です。そしてこの事業、できれば先程申し上げました重度というところを取り払って、全障害者手帳を所持する方の希望者全員に助成できないか。財政面のこともありますので、即答はできないかもしれませんが、町のご所見を伺います。

それから、最後の4点目です。精神障害者助成制度についてですけど、この制度は、先程も町長からご答弁ありましたように、平成23年から実施した事業であり、これは大変画期的な事業であります。

私は先月、東京都の相談支援専門員の現任研修を受講してまいりました。都内からいろんな事業者の相談支援専門員の方が集まり、その中でのディスカッションでした。そのときに私、この精神障害者支援事業についてお話をさせていただきました。私の聞く限りでは、都内の中でも、ほかの自治体に類を見ない精神に特化した独自の事業だと、自慢できる事業だというふうに認識しました。3級の方、18名です。できれば1級から3級まで全員にこの助成事業が受けられないかと思います。

国や都の法律とか、制度は等級での区切りがあるのは致し方ありません。しかしながら、これは町独自の事業ということで、全員の方に助成できることが望ましいのではないかと考えます。町のご所見を伺います。

以上4点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員さんから4点のご質問をいただきまし

た。

はじめに、1点目のタクシー券の関係のご質問ということで、重度障害者の精神と1級から3級以上ということで、重度の定義ということのご質問でございますけれども、定義という部分については、我々はそれぞれ精神障害だとかの等級の判定基準というようなものを見ながらそれぞれやっているところではございますけれども、それらの定義という部分は参考にしながらやっているということで、今、ご質問のお答えになってないかもしれないんですけれども、それらの定義を見ているものでございます。

それと2点目の移動の利便性という部分で、JRのSuicaなどができないかということで、タクシー券については先程町長からの答弁にありますように、ガソリン券ということで、現在は利用されて、概ねそれらでニーズは満たされているのかなということでご答弁をさせていただいているところでございますけれども、実際JRのことがそれができないかという部分については、今後またいろんな検討をするような場面があるかとは思いますが、その方々がニーズがどのようにあるかという部分も把握しなければいけないというところがございますので、ここについては今後の検討課題ということになるかと思えます。

それと3点目の、これは障害者のいわゆる全員に助成できないかというのは、障害者サービス編に書かれているそれぞれのサービスの助成が記載されているものが相田議員からもありましたけれども、それらに全てというようにお話でございますけれども、やはりこれは、1つには財源の問題というのは大きな問題にはなってくるということもございます。

またそれぞれの制度の趣旨という部分で、全てをなかなか対象にするのは難しいのかなというようなお答えにはなってしまいますけれども、それとあと4点目の精神障害者独自の、今現在町が独自の事業をやっているということで、先程議員からは、3級の方は18名ということで、全員に助成できるのではないかなというようにお話でございました。

この制度そのものを見直すときに、3級の部分を対象としなかったというのは先程町長からの答弁の中でも申し上げたとおりでございますけれども、3級の方々と、うちのほうで把握している方々、就労については約半分程度は就労されている方々かなというふうに思います。

そこについても今ここでできる、できないということを申し上げることはなかなか難しいんですけれども、そうした部分も引き続き課題として検討しなければいけないのかなというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） 課長のご答弁分かりました。

相談支援専門員の現任研修のときに事前に調査がありまして、奥多摩町の障害者福祉のサービスについて、これ全員に課せられるんですけど、奥多摩町にサービスが全部ゼロ、ゼロ、ゼロと来るわけですよ。研修の中で、奥多摩町さんの障害者の方はどのような生活をされているんですかというお声も出たのは事実です。

確かに自治体の小ささというか、規模にすれば都内とは全く異なることなので、私は皆さんに申し上げたのが奥多摩町は地域資源が本当に乏しい、それはもう認めるところで、しかしながら、障害のある方がこの地域で住むということを考えた場合、広域で考えることも視野に入れなければならないけれども、しかしながら、町の中には制度や箱物はなくても人という大きな資源があるんだということを申し上げました。障害のある方が暮らしやすい環境づくりのために、多くの町の職員をはじめ、地域の方々が動いてくださっているということを私は力説してまいりました。

同時に、このような町独自の助成制度は、それこそ地域生活が円滑にいくための一助となると思います。町のご所見を改めて伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 研修に行った場で奥多摩の特徴を述べていただいた、ありがたく思います。

私、特に質問の4番の中で、やはり区部や市部と町村部はなかなか条件が違うんで、ただ、国や東京都から下りてくる施策は十把一からげが結構多くて、これは町村にとっても基盤でやることは一緒なものですから、大変なマンパワーとか、それから財政の負担、職員のそれに費やす時間の負担というのが多くなっているというのも事実なんですね。こういった経済的支援が精神的な支援にならなくては絶対にいけないと私は思っています。そういう環境づくりもほかの事業とのバランスを考えながら、まさしく今後検討していく課題だと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願います。

○議長（小峰 陽一君） 以上で質問を終わりますけど、よろしいですか。

○4番（相田恵美子君） 質問ではなくて。

○議長（小峰 陽一君） どうぞ。

○4番（相田恵美子君） 町長のご答弁、本当にそのとおりだと思っております。経済的なこと、マンパワーのことを考えますと、ほかの都内の施設とか事業所とか全く異なる、

私自身も相談支援員として小規模でやっているものですから、大きな事業者の相談員との話がかみ合わなくて苦労いたしました。

町長おっしゃるように、経済的な支援が本当に意欲に繋がるというようなことで考えていただけると、この先も町の障害者福祉は明るいものになると思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（小峰 陽一君） 次に、相田議員、2問目の質問を許可します。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） 2問目の一般質問をさせていただきます。ナラ枯れの状況について。

林野庁のホームページによりますと、カシノナガキクイムシが媒体とするナラ菌によりミズナラ等が集団的に枯損することをナラ枯れといい、ナラ菌が感染した部分の細胞が死ぬと道管が目詰まりを起こすため、通水障害を起こし、気温が上昇する6月から8月頃に急速に枯れ死してしまうそうです。

ナラ枯れは、2000年頃から西日本と北日本で広がりはじめ、東京都では2019年に確認されて以来、多摩地区の雑木林を中心に拡大し、西多摩の山岳部の樹木にも感染しているとの報告がありました。最近では町内でも多く目視されるようになり、私は、平日はほぼ毎日、川井駅のホームまで行くんですけども、そこから見える風景というか、景観はまるで季節はずれの紅葉のような景観に、町民の方とか、これから登山される方からも懸念する声が聞かれます。

しかしながら、今年3月に発刊された第2次奥多摩町環境基本計画では、町としてナラ枯れは、本町ではまだ確認されていないとの認識であり、現状との整合性に疑問を感じるところです。

ナラ枯れの被害に対応されている近隣の自治体、青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町等の取組を鑑みますと、奥多摩町のナラ枯れの調査・対策に早急に取り組む必要があるかと思いますが、町のご所見をお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目のナラ枯れの状況についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本年3月策定の第2次奥多摩町環境基本計画において、策定過程として昨年末時点での取りまとめのため、「ナラ枯れは本町ではまだ確認されておりません」と記載したところですが、本年に入り、東京都環境局多摩環境事務所所属の奥多摩地区担当の東京都レンジャー等の町内関係機関を通じて、町内のナラ枯れを把握したところ

であります。

そのナラ枯れの状況は、主に町内の東側、青梅市と隣接する高水三山や御岳山周辺の区域が中心となっております。

ナラ枯れの全国的な状況として、日本森林技術協会発行「ナラ枯れ被害対策マニュアル」によれば、1950年代には山形県や兵庫県の一部地域で被害はあったものの数年で終息したケースがございましたが、1980年代以降は終息することなく、日本海側を中心に被害区域は拡大しつつも被害量は減少する時期もあり、被害の増減については様々な要因があり、一概に結論づけることはできず、今後も推移を把握していくことが重要とされております。

日本森林学会誌によれば、ナラ枯れは標高300m以下で多く発生いたしますが、地球温暖化の影響により標高1,000mを超える被害も確認されており、当町の山林の状況を鑑みますと、最悪の場合、ほぼ全域に拡大する可能性も想定され得るところでございます。

しかしながら、広大な山林を有する当町において町独自の対策は難しく、現状、東京都では、産業労働局所管の多摩地域森林計画書及び水道局所管の水道水源林管理計画において、それぞれ森林病虫害の被害対策が規定されていることから、東京都と連携することはもちろん、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園であることから、環境省とも連携し、予防的措置も含めて町全体の対策を検討してまいります。

一方、議員ご提言のとおり、近隣の青梅市、あきる野市、日の出町で実施されておりますナラ枯れ対策補助事業は、民地も含めてナラ枯れによる危険木の伐採費用の一部を補助する制度ですが、これは東京都環境局所管の補助事業、区市町村との連携による環境政策加速化事業における地域の生態系や多様な生き物の生息・生育環境の保全事業等を活用したものであり、ナラ枯れ対策に特化した補助事業ではなく、あくまでも保全すべき生態系がある樹木等で行う取組が補助対象であるため、広大な山林を有し、その所有者も様々である当町において当該補助金を活用できるかを含め、今後研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。はいどうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。再質問させていただきます。

東京都と連携して、環境庁とも連携して取り組まれるということで安心いたしました。

過去を振り返ってみますと、2021年9月16日の朝日新聞には、都内では檜原村と奥多摩町を除くほぼ全域に被害が見られる。2022年の奥多摩観光協会の広報紙には、青梅市のナラ枯れのことを掲載されており、そのうち奥多摩町の木も感染しているのではないかと

いう記述がございます。そして、2023 年 10 月、先程町長の答弁にも出てきましたが、奥多摩サポートレンジャーの会のホームページにも御岳山のナラ枯れについてのレポートがアップされておりました。年々かなりのスピードで迫るがごとく増えてきているのではないかと思います。

また、コナラやミズナラは、ドングリを実らす木であるので、枯れてしまうと獣害被害にも繋がるのではないかと懸念がされますが、その点について町としてはどのような認識でいらっしゃるのか伺います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4 番、相田議員の再質問にお答えいたします。

このナラ枯れ問題につきまして議員からは生態系の中でドングリ等への被害が及ぶことで、獣害被害にも影響が及ぶのではないかとということで再質問いただいたところでございます。

議員ご意見のとおり、ナラ枯れについてはナラ枯れだけではなく、ひいては獣害にも関連がございますので、町長からのご答弁もありましたけれども、広大な山林を有する奥多摩町でございます。町だけではなく、町長答弁の中でもございましたが、東京都産業労働局、もしくは水道局とも連携し、更には秩父多摩甲斐国立公園の中でございますので、環境省を通じて林野庁とも連携が図れるのか、国と都とも連携しながらナラ枯れ対策、ひいては獣害対策に繋がるものという形で対応してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、よろしいですか。

○4 番（相田恵美子君） 先程も申し上げましたけれども、すごい勢いで増えております。これから秋になりますと、紅葉か、ナラ枯れか分からないような状況にもなってくるのではないかなと思います。早急な対応をお願いしたいと思います。

一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、4 番 相田恵美子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開します。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、9 番、高橋議員から 2 問の質問の通告を受けております。まず 1 問目の質問を許可します。高橋議員。

〔9 番 高橋 邦男君 登壇〕

○9 番（高橋 邦男君） 9 番、高橋です。

では最初に、サル被害対策について伺いいたします。

町では多くの高齢者の方々が農作業や家庭菜園に励み、農作物作りを楽しんでいます。しかし、収穫を目前に野生動物、特にサルにより農作物を取られてしまっています。そういうことから、農作意欲をなくしてしまっている方も多くいます。今は電気柵を設置している方もいますが、多くの方は、爆竹やロケット花火での追い払いでしのいでいますが、根本的な対策とは言えません。

特に今年はサルの生態とか行動に大きな変化が見られたと思います。とても気になっています。その 1 つに、子ザルの数がとても多いということです。また、今まで以上に我々人間の生活の場に踏み込んできています。畑は自分たちの餌場であり、人間は怖い存在ではないかとでも思っているかのようであります。このままでは、いずれサルに我々の生活の場が奪われてしまうのではないかとさえ感じています。

このような状況を打破するためには、サルに人間への恐怖、人間の生活の場に踏み込むことは危険であることを学習させる以外に方法はないのではないのでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。

1 つ目、町では農作物のサル被害の状況をどの程度把握していますか。

2 つ目、今後、町としてサル被害に対する根本的な対策をどう考えていますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、高橋邦男議員の一般質問の 1 問目、サル被害対策についてお答えをいたします。

1 点目の町は今年の農作物のサル被害の状況をどの程度把握していますかについてですが、町では毎年度、農林水産省関東農政局による野生鳥獣による農作物の被害状況調査の回答依頼を、翌年度当初に、東京都農業振興事務所を通じて回答しております。

この調査は、サルのほか、シカやイノシシやカラスなど全ての鳥獣による農作物の被害

状況を市町村をはじめ、地元の農業協同組合や猟友会で把握する被害状況も併せて回答するもので、年度末に集計・精査することから、現時点、鳥獣別の詳細な被害状況としてお答えできますのは、令和5年度の数値となりますことをご了承いただきたく存じます。

昨年度のサルによる農作物への被害は58件、面積は15.1a、被害量は約3,047kg、被害総額は約200万円となっており、被害金額の大半はワサビで約120万円となっております。

参考として、農作物全体の鳥獣による被害は100件、面積56.8a、被害量は約5,082kg、被害金額は約1,100万円で、獣害別ではサルによる被害件数が最も多く58%、農作物別ではワサビの被害金額が最も多く約946万円で、全体の約86%を占めております。

なお、ワサビの被害額のうち約750万円はシカによるもので、最も多い状況となっております。

なお、8月末時点、町観光産業課に寄せられた獣害による農作物への被害件数は約30件で、昨年度の被害件数に迫る件数となっており、町では引き続き簡易電気柵や侵入防護ネットの設置、爆竹やロケット花火の無償配布のほか、町猟友会と連携し、追い払いや罠の設置、状況に応じて捕獲を行っているところであります。

次に、2点目の町としてサル被害に対する根本的な対策をどう考えていますかについてですが、町内のサルの群れは人家周辺を行動域としている群れが現在7グループ、約200頭と東京都の調査で把握されており、各地域における爆竹やロケット花火による追い払いのほか、町猟友会による見回りによる追い払いを行っております。

議員からは、獣害による耕作意欲の低下への懸念、サルの行動や生態の大きな変化による人的被害への危機感から、この一般質問をいただいたものと認識しておりますが、私も各自治会の総会に出席した際や今年の夏の各地域の祭礼時に多くの町民皆様から獣害対策、特にサルについて訴えを多くいただいております、また、自治委員会議においても、自治会長皆様からご意見をいただいている状況から、所管課である観光産業課に更なる対策強化を指示する一方、東京都に対しても予算要望活動の際など、獣害について発言を重ねているところであります。

具体的な対策といたしましては、檜原村ではサルが人家や商店などへの侵入が多発しており、群れの一部の捕獲でなく、群れごとに捕獲する大規模捕獲を檜原村独自に東京都環境局と協議の上予定されていることから、その対策を参考に、町の実情に応じて同様の対策を図れないか、町猟友会とも連携の上、早急に検討を進めてまいります。

その一方、獣害は市町村区域にまたがることから、近隣市町村と連携することはもちろん、東京都に対してもシカ管理計画と同様に、捕獲を含んだ個体数の管理、被害防除対策

などを盛り込んだサル管理計画について、近県では山梨県及び神奈川県で策定済みであることから、都として当該計画を早急に策定するよう強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。答弁の中で、檜原村で取り組もうとしているその大規模捕獲ですか、それを参考にして早急に検討したいというお話を聞きましたので、ぜひお願いしたいなと思っています。

ただ、その根本的な対策というのはどの市町村でも、うちの町もそうですけど、自分も何かいい対策があるのかと言われてもちょっと困るぐらい、なかなか見当たらないんですけど、やはり今こそやらないと、今後のことを考えたときに、先程も子ザルが今年は特に多いというお話をしました。また、畑の作物を食べているせいか、成長も早いようなので、これから先が思いやられるなということがあります。

そこで再質問なんですけど、1つは、先程簡易電気柵について、補助金については触れていなかったんですけど、うちの町では2分の1以内で上限が3万円という助成金制度があると思うんですけど、この辺ももうちょっと考えていただいて、もうちょっと手軽に電気柵等が設置できるようにしてほしいなと思います。農協でちょっと調べたんですけど、農協で距離でいうと100mの柵になりますか、100mでソーラータイプが8万2,000円というようなことを聞きました。それで農協のほうは、組合員の場合には2分の1の助成をやっているんだそうです。ただ、数の限定があるみたいなんですけどね。ですから、例えば2分の1は2分の1でいいと思うんですけど、上限の3万をもうちょっと上げていただければ、例えば8万2,000円の電気柵を購入する場合にももうちょっと助成してもらえるのかなというふうに思っていますので、その辺答えられる範囲でひとつお願いしたいと思います。

それからもう一つは、やはり住民の皆さんが町は何かやってくれているのかというようなことも聞くんですね。実際には、先程の答弁でもありましたけども、いろんな取組をやっているんですけど、それが周知徹底されていないなという気がします。例えば獣害対策講習会なんかも昨年、古里地区、氷川地区がやられているようなんですけど、そういうものの開催についても何かで知らせたのか、自分も後から知ったようなことなんで、その周知も少し町としても考えなきゃいけないのかなと思います。

ということで2点、電気柵の助成について、それからもう一点は、住民の皆さんへの取組の周知についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 9 番、高橋議員の再質問にお答えいたします。

2 点ございまして、まず 1 点目、町で実施をしております簡易電気柵等の購入費の補助金交付事業について補助の拡充を検討できないかというご意見をいただいたところでございます。

議員ご説明のとおり、現状、町では上限限度額 3 万円として、購入費 5,000 円未満は対象外としてその費用の 2 分の 1 を補助しているところでございます。前年度 5 年度の実績としましては、4 名の方に対して 26 万 1,066 円の申請があり、交付として 10 万 8,103 円の補助をしたところでございます。

議員からは農協の購買のご紹介もいただいたところですが、そちらについては 8 万円ほどかかるということでございますので、そういった状況等も参考にさせていただきながら、所管課観光産業課としましては、来年度の予算要求に向けてという形になりますけれども、この補助事業の拡充ができないか、検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2 点目としまして、町の獣害対策について周知が足りないのではないかとということでご意見をいただいたところでございます。町長からの答弁でもございましたけれども、自治委員会議の場においても自治会長皆様からその都度、ご意見等もいただいている状況もございます。今年度に入りまして 5 月の自治委員会議、8 月にも自治委員会議がございましたけれども、観光産業課として今回、獣害報告 LINE アプリを導入したところでございますけれども、そういった状況や、もしくは前年度の獣害対策という形で、今年はクマの出没も多いという状況がございまして、そういったところも含めまして、先月 8 月の自治委員会議の際には、町としてこういった形で獣害対策を行っているということで資料を配布の上、自治委員の皆様にはご説明はさせていただいたところでございます。

一方、議員からは講習会についても周知が足りないのではないかとということで、前年度 2 回実施をしております、6 月と 10 月に実施をしておりますけれども、その参加者も 10 名ほどという状況がございまして、今年度も講習会を今後予定していることから、更に周知をして多くの住民の方に講習会へご参加いただけるような形で広報をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9 番（高橋 邦男君） ありません。

○議長（小峰 陽一君） では次に、2問目の質問を許可します。

○9番（高橋 邦男君） 2問目お願いいたします。放置されている町所有の建物の利活用問題についてお伺いいたします。

町には多くの町所有建物があり、そのほとんどは公共施設として町政運営や住民サービスなどを支えています。公共施設として活用されている建物については、維持管理を行っていく中で、必要に応じて改修や更新、統廃合等を計画的に進めていくことになります。

一方で、利活用されず放置されている建物があり、中には利活用が不可能と思われるような建物もありますが、利活用を待っている建物もあります。前者で言えば、旧一心亭や旧りそな銀行、レイクサイド奥多摩が挙げられます。また、後者としては、青目立不動尊休み処であります。

前者の3施設については、令和5年3月議会において、当時の木村圭議員の一般質問では、利活用が難しい状況で、引き続き利活用の方向性について検討してまいりますという答弁がありました。確かに難しい状況は理解できますが、いつまでも先延ばしさせてはいけないのではないのでしょうか。

例えば町若手職員や有識者、住民代表等の民の力を借りて、町所有建物利活用に関する検討委員会等を立ち上げ、研究・検討するなど、この利活用問題について一歩踏み込んだ取組をしてほしいと思っています。

そこで次の質問にお答えください。

上に挙げた4つの施設の利活用問題について、町が考えている具体的な取組をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の放置されている町所有建物の利活用問題についてお答えをいたします。

ご質問の放置されている町所有建物、旧一心亭、旧りそな銀行、レイクサイド奥多摩及び青目立不動尊休み処、4施設の利活用問題について町が考えている具体的な取組をお聞かせくださいについてですが、ご質問にございましたとおり、令和5年第1回町議会定例会におきまして、木村圭議員からの一般質問、町所有土地・建物の有効活用についてに対するご答弁で、利用されていない町所有の建物上位5件の中で、旧一心亭、旧りそな銀行、旧レイクサイド奥多摩の状況等についてご説明し、建物の利活用が難しい状況であること及び引き続き利活用の方向性について検討してまいりますと答弁いたしましたが、現時点

において具体的な検討に至っていないのが事実であります。

また、指定管理施設である青目立不動尊休み処につきましても、令和3年3月31日の指定管理期間の終了から指定管理者の募集は行っておらず、現在も指定管理施設としての利用が図られていない状況であります。

今回、議員からは、いつまでも先延ばしにせずに町若手職員や有識者、住民代表等の民の力を借り、町所有建物利活用に関する検討委員会等を立ち上げ、研究・検討するなど、この利活用問題について一歩踏み込んだ取組をしてほしいとのご提言をいただきました。

町といたしましても新庁舎建設事業など、優先すべき大型事業がほかにもある中で、財源対策の面からも具体的な取組を行うことは難しい状況にありますが、これらの町所有建物の問題を先延ばしにせずに、建物の除却等も含め、利活用についての方向性は示さなければならぬと認識しており、議員からいただきましたご提言を真摯に受け止め、対応を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございます。確かに答弁の中にもありましたが、結局、財源の問題というのが一番大きいかなと思うんですね。

それで利活用が難しい建物以外にも実際に使われている公共施設、この本庁舎もそうですけど、文化会館だとか、福祉会館、奥多摩病院だとか、学校施設、数え切れないぐらいの施設があるわけですので、そういう施設の改修だとか更新、そちらのほうはもちろん大切だと思うんです。

例えばつい最近で言いますと、もえぎの湯の改修が7,600万円ほど、この前の補正予算で組まれました。もえぎの湯の改修については5年度が1億円を超えていますね、ということで、もえぎの湯だけでもここ2年ぐらいで1億8,000万、9,000万ぐらいの改修費がかかるということで、全部の公共施設を考えたときに莫大な費用が、幾らかかるかちょっとわかんないですけど、莫大な費用がかかるなというのは自分もよく分かるんですが、ただ、負の財産をそのまま後世に引き継がせるというのもどうなのかなと思います。

そこで、民の力を使っていろいろお知恵を拝借するというのはぜひやってほしいと思うんですけども、それ以外に例えば無理な場合は解体という選択しかないと思うんです。旧一心亭が幾らかかるか分かりませんが、それから、旧りそな銀行、レイクサイド奥多摩、解体にしても莫大な費用がかかると思うんですけど、例えばこれを10年とか15年とか長期間で解体をやると。そうすれば1年当たり何千万になるか分かりませんが、そういうような考えもあるのかなと思うんですね。だから、ぜひ検討を急いでいただいて、どうす

るかという結論を出してほしいと思うんです。そうでなければ、新庁舎がせっかくできて
も今使っているこの庁舎だってどうにかしなきゃいけないわけですから、結論を出してほ
しいなと思うんです。

そこで質問としては、先程自分が話した例えば 10 年とか 15 年かけて解体をという考え
について町はどう思いますかということをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9 番、高橋議員からの再質問にお答えいたします。

今回、活用されていない町有物件、検討を早く進めろということだと思いますけれども、
そんな中で再質問の中で、解体について大きな財源が必要になるということで、10 年から
15 年かけて長期で解体したらどうかというようなご提案をいただいたところでございます。

解体するにしても、先程、議員のほうからご質問がございましたとおり、その後どうす
るのかをまず考えてからというのがやはり必要かなと思っています。前の木村議員からご
質問がございましたときにも、旧一心亭のところなんかは重機を入れるにしても、やはり
道の問題とかがあって先にそちらを改修しないと進められないというようなところがござ
います。様々な要因がございますので、果たして 10 年、15 年かけて解体するのが効果的
なのかというところは、ちょっとこの場では答えづらいところがございますけれども、ま
ずは目標を決めて、ここも議員からお話がございましたとおり、どう使っていくのか、民
の力を借りるという一つの手もございますけれども、その方向性を決めないと動けないと
いうのが実情と、あとは解体については、昨日の補正予算の中でもございましたけれども、
アスベストの問題等もあって、以前より大きな費用がかかるということも事実でございま
す。

そういうところを総合的に考えながら、答えになっているか分かりませんが、検
討はしていきたいなというふうに考えておりますので、個人的には 10 年、15 年かけて解
体するというのはちょっと現実的ではないかなというふうには考えておりますが、1 年で
壊すというのはやはり大きな財源がかかるので、例えば 2 年、3 年ぐらいで壊していくと
いうのも一つの手かなと思っていますので、今後そんなところも含めながら、先程の町長
答弁の中にも除却も含めという答弁もございましたので、検討を進めてまいりたいと思い
ますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 一番頭の痛い問題で、私もこの数年悩んでいるんですけれども、
例えばレイクサイドを町の予算で解体したとすると、必ず手を挙げる民間事業者が出てく

るはずです。あの景観、あのシチュエーションでね。ただ、それを勇気を持って我々が決断できるかどうかというところが非常にポイントだと思います。その辺を考えていかなきゃいけない。

それから、青目立は、やはりいろんな近隣との関係で今、使われていないんですが、あれは使わない手がないんで、例えば今、福祉でいろいろ頑張っていますけれども、そういう空間にできないとか、そんな形で近隣の方とも担当者レベルでも、私自身もいろんな形で話を進めているんですが、なかなか結論が出ずに今に至っています。そこも引き続き努力をしたいというふうに思っています。

それからもう一つ、民の力を借りてということなんですけれども、例えば今、庁舎建設、第6期長計に向けてワークショップなり、住民との話し合いをして、それから若手の職員が参画してやっていますけれども、そういう中で6期長計に向けてそういう町の施設を今後どうしていくかということも少しアイテムに入れていって、いろんな方の意見をそこに盛り込むことも考えていかなくてはいけないのかなとも今感じていますので、その辺りも少し我々が話し合いながら6期長計の計画づくりを進めていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても優先順位をつくりながら1つでも何かに向かってやっていかなければ、全体的な解決に結びつかないと思いますので、頭を中心に置いてしっかりと検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） どうもありがとうございます。確かに解体するにしても莫大な費用がかかるということで、先程の利活用が難しい3施設を考えたときに、もしかしたら新庁舎を建てる以上のお金が必要かなというようなこともあるんで、無理には言えないんですけど、ただ、検討は進めていただいて、早いうちに結論を出すべきかなというふうに思っています。

それで1つ再々質問なんですけど、先程企画財政課長のほうからちょっとお話がありましたけど、旧一心亭についてはかつて自分も一般質問で質問したことがあるんです。もう8年、9年、そのぐらい前になるかなと思うんですけど、そのときの担当課長が答弁の中で、重機を入れる道を、ちょうど町道もありますので、それを拡幅して住民の方々も使い勝手がいいのを合わせて道を広げて重機をまず入れることを考えているというような答弁がたしかあったと思うんですけど、その辺は町全体で把握していたのかどうか。課長だけの考えだったのかどうかちょっと分かんないんですけど、もし当時のことを知っている方

がいたらちょっとお答えください。分かなければ結構です。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 9 番、高橋議員さんからの再々質問にお答えさせていただきます。

旧一心亭の解体に伴う、その前段の道の整備等についてということで、あちらの物件については平成 25 年に地元の方から寄附という形でいただいておりますけれども、今お話のあった道の関係でございます。先程企画財政課長のほうからも答弁ございましたように、どうしても人が入っていく、一心亭さんをやっていたときも軽トラックがやっと入るような道でしたので、あそこに重機は物理的に入れないという中で、町のほうも 25 年に寄附いただいた後に、当時の副町長を筆頭に企画、観光、或いは現在の環境整備ですけれども、現場へ行ったりして何回か検討の打合せをしております。その後にまた測量などもして、あの土地の数値的なものとかも得ております。

その中ではやはり現実的な問題としては、重機が入れる道をとということで、更にその前段としてはどうしても国道から雲仙橋に下りていく道自体が既に狭いということですので、その改良拡幅をしていかないとということがあります。地元の自治会からも、至急改良というようなことで、あそこも古里方面から雲仙橋に下りようとする就非常に厳しいということもありますので、そんな関係で、旧見晴亭の部分も町有地であって、あそこの活用も今できていないんですけれども、1 つにはそこが拡幅等する場合に、やはり何かつくっちゃうとまた支障になってしまいますので、そういったところで今保留しているというようなことでございます。

何度か環境整備課のほうからも実施計画等の中では要求事項としては上がってはきております。ただ、当時、今もそうなんですけれども、いろいろな優先順位の中で現状実現できていないという状況でございます。そういった意味で言いますと、町全体としては認識を持っているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、これで質問を終了としてよろしいですか。

○9 番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、9 番 高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、10 番 原島幸次議員。幸次議員は 1 問だけです。どうぞ。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島幸次でございます。

1 問質問させていただきます。先程高橋議員のほうからサル害についての質問がありましたが、私のほうは町内の獣害対策全般についての質問になりますので、よろしくお願いします。

町内における獣害対策について。今年になって全国的にクマの目撃情報が多くなっております。東京都に寄せられたクマの目撃情報などは 160 件で、昨年の 61 件の約 2.6 倍になっております。特に奥多摩町ではクマの目撃情報が非常に多く、住民への被害を心配しております。

クマ以上に町民にとって困っているのがサル害です。農作物の耕作者は、収穫寸前の野菜等を全滅させられたり、畑を少しでも耕作している人にとって、防護柵をつくって侵入を防いでいるものの、うまくいってはいないのが現状です。畑を耕作するのをやめたいという町民も多く出てきております。

最近の獣害は、農業被害から生活被害に変化しているとも言われているようになりました。住民間でもこれが大きな問題となっております。

そこで、当町の獣害対策についてお伺いいたします。

サルやクマ、イノシシやシカに対する目撃報告アプリが当町で開発されました。アプリを導入してよかった点についてお伺いいたします。また、もし問題点があれば一緒にお願いしたいと思います。

2 番目に、動物愛護の観点から、捕獲した小動物の処理を行う設備を導入できないものでしょうか。これは今、あきる野市では、CO₂を用いて処理する設備を使用しております。動物に苦痛を与えずに、更に安価に処理できる設備でございます。

3 番目にクマ出没が相次いでおります。クマは臆病な性格の動物と言われておりますが、いつ住民に対して危害を及ぼすかが予測できない動物でもあります。また、クマと出会ってしまったとき、実際にどう対応したらよいのか分かっている住民は少数であると思います。そこで住民がクマと出会った場合取るべき行動マニュアルとして作成して住民に周知を図るべきと考えますが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、町内における獣害対策についてお答えをいたします。

獣害対策につきましては、議員からは、平成 25 年第 1 回定例会での一般質問、町内における野生動物の被害対策について、また、小峰議長からも平成 28 年第 3 回定例会での一般

質問、有害鳥獣駆除対策について、それぞれご質問いただいたほか、宮野議員、大澤議員からも過去に一般質問をいただいております、また、先程高橋議員からは、サル被害対策に特化して一般質問いただき、町における重要課題の一つであると改めて認識するとともに、野生動物を相手とすることであり、動物も生きるため種の保存に懸命であり、根本的な解決が難しい問題であると思われるところであります。

しかしながら、町として獣害対策を粘り強く継続し、また、近隣市町村とも連携しつつ、更には東京都とも一体となって強化・推進してまいりたい所存であります。

まず1点目のサルやクマ、イノシシやシカに対する目撃報告アプリが当町で開発された。アプリを導入してよかった点についてですが、町では昨年度、東京都デジタルサービス局の技術支援及びシステムに精通された榎戸議員のご協力の下、獣害報告システムを構築し、この4月から町広報及びホームページに掲載の上、獣害報告LINEアプリを本格導入したところであります。

導入当初、登録者数は少数であったものの、5月下旬以降、町内各所でクマの出没が相次ぎ、臨時放送等で周知したところ、5月末現在の約200名から8月末には約750名と4倍に迫る増加で、多くの町民皆様及び町内関係者皆様にご登録いただき、また、その報告数は8月末現在の累計で356件と多くの情報が寄せられております。

これらの状況から、スマートフォンのLINEで手軽に報告できる点、平日夜間や休日でも時間を選ばず町へ報告できる点、そして、報告内容をリアルタイムに町猟友会と共有できる一方、登録者も町内における出没状況を把握でき、特に所管課である観光産業課においては、ICTの活用により獣害把握の事務軽減を図ることができており、様々な面でアプリ導入のメリットを実感しているところであります。

今後、蓄積した報告データを基に来年に向けて動物別、地域別、月別の出没傾向や各データをクロス集計することで多角的な分析を行い、事前の対策に繋がられないか、更には近隣市町村の獣害所管課からも問合せを受けていることから、近隣市町村と東京都も含めて広域で使用できないか検討している状況であります。

次に、2点目の動物愛護の観点から捕獲した小動物の処理を行う設備を導入できないかについてですが、町では令和3年3月に第5次東京都農林業獣害対策基本計画を踏まえて奥多摩町獣害対策基本計画を策定し、シカ、イノシシ、サルのほか、ハクビシン、アライグマやタヌキなどの小動物も町猟友会と連携して捕獲しているところであります。

その方法は、くくり罠や箱罠により、捕獲後は主に電気止め刺しの上、一般廃棄物として処理しておりますが、議員ご提言の動物愛護の観点、もしくは町猟友会会員や町職員の

心理的な負担軽減を鑑みれば、二酸化炭素により窒息させる装置もあることから、費用面の課題はあるものの、近隣市町村の取組も参考にして、今後研究をしてまいります。

最後に、3点目の住民がクマと出会った場合に取りべき行動マニュアルとして作成し、住民に周知を図るべきと考えますがについてですが、町では現在、町ホームページにツキノワグマへの対策について掲載し、その中で「出会ってしまった場合には」の項目を設け、「万が一クマに出会ったら走らずに、クマの様子を伺いながら背を向けずに静かにクマから離れるようにしましょう」と周知し、更に、東京都環境局ホームページのツキノワグマについての掲載ページへのリンクを貼っているところであります。

議員ご指摘のとおり、クマの出没が相次いでおり、獣害報告LINEアプリでは、8月末までの5か月間でクマの目撃・痕跡情報が67件となり、昨年度の57件を既に上回っており、特に人家周辺や空家に侵入したケースもあること、町ホームページの掲載だけでは全ての住民皆様に周知徹底できないこと、何よりクマによる人的被害は生命にも関わることから、議員のご提言を受け、私から所管課である観光産業課に対し、行動マニュアルを作成の上、自治会を通じて全戸配布するよう指示しておりますので、ご理解をお願いいたします。

原島議員をはじめ、小峰議長、澤本副議長、榎戸議員も参画されております東京都有害鳥獣対策議員連盟は、昨年11月に設立され、近隣のあきる野市、青梅市、日の出町、檜原村の各市町村議員とも連携し、特別顧問に井上代議士を、顧問に都議会議員の田村議員を迎えられ、まさしく近隣市町村との連携、更には国・東京都の支援をいただきながら、自治体と議会が一体となって獣害対策を更に推進いたしたく、獣害議連の皆様には今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（原島 幸次君） 2点ばかりお願いしたいんですが、第1点は、町長から説明がありましたが、クマの目撃情報が最近、この近年にどのくらい増加しているのか、できればお聞きしたいと思います。

もう一点は、ある住民の方から納屋にクマが入って荒らされていると。それから、今度はイノシシに柵の下を掘り侵入され、住まいの右の石垣の段の下が掘られて、そこから雨により浸食すると住まいに影響を及ぼすといういろいろな情報が入ってきて相談がありました。昔は中型犬をどこのおうちでも飼っていましたが、その頃は、こういう被害がほとんどなかったということを言われております。今は飼えない、理由は高齢になり、夫婦共に80歳を超えて狂犬病注射にも連れていけない。町が犬の予防接種に力を貸してほし

い。また、何件かで犬のシェア飼い、要するに地域で飼うと、一つの対策としてどうでしょうかというような住民の方から意見が寄せられております。できればご回答をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 10 番、原島議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、クマの出没が相次いでいるということで、近年の状況はということでご質問でございます。直近、一番多いところとしましては、今年も多い状況でございますけれども、令和元年が1年で100件を超えるような状況でございました。その後、50件前後で推移をする中で、去年は、町長の答弁でもございましたけれども、57件の情報が寄せられたところでございます。現状としまして、町長の答弁の中で8月末の段階で既にもう67件ということで、去年を上回っている状況であり、これから秋を迎える中で、現時点も町の定時放送でも周知をさせていただいておりますが、日原を中心に人家周辺、もしくは海沢も出没がありまして、罠を設置しておりますけれども、なかなか捕獲に至らないという状況でございます。

ですので、状況によっては令和元年に近いような状況で、今年、出没になるのではないかという形で危惧をしておりますけれども、引き続き町の猟友会の皆様のご協力いただきながら対応に当たってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議員からは2点目としまして、かつては中型犬を飼われて、そういった中で獣害の被害が抑えられていたところもあるのではないかとということでご意見をいただいたところでございます。その中で、各世帯では高齢化により難しい状況の中で、地域として犬を飼うということでご意見をいただいたところでございますけれども、今後そういった点も参考にさせていただきながら、獣害対策はどういった形が、根本的な解決には時間もかかる状況がありますが、あらゆる面で検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。

○10 番（原島 幸次君） 大変ありがとうございました。特に再質問ございません。なかなか獣害対策難しい面があるようでございます。ぜひ町のほうもいろいろお考えいただいて、東京都と相談しながら獣害対策をやっていただければ大変ありがたいと思います。

どうも大変ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 一言だけすみません。大量捕獲というところで、課長からも説明があつて、また来年度に向けて、檜原村さんなんかの事例も考えてという話があつたと思いますが、私、実は2年間森林セラピーの幹事を奥多摩町がやっていたしまして、今年度から群馬県の上野村さんが引き継いでくれることになりまして、そのお礼も兼ねて、春に上野村へお邪魔してきました。先日、自治委員会でもご説明したんですけど、大体30畳ぐらいの箱を作つて、その中で餌付けをして、サルを大量捕獲するというやり方でやっているんですが、これもいわゆるどういう形で眠っていただくか、それから、どこにそれをつけて近隣の皆様にご理解をいただくか、その辺の課題も、奥多摩の場合、傾斜地でありますので、その辺りを皆様からご意見とか参考にいただいて、また来年度に向かっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、10番、原島議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よつて、午後1時から再開します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、1番 榎戸雄一議員の一般質問からはじめたいと思います。榎戸議員。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 1番 榎戸雄一です。

それでは、質問に入りたいと思います。町が管理する道路状況についてということで、よろしくお願いします。

町が管理する道路は、町道、林道、農道とありますが、奥多摩町は、東京都の約10%の面積を有し、都内で一番大きい町です。この広大な面積の道路を限られた予算で維持管理することには苦慮しているものと思います。自然災害や老朽化による補修や各自治会の要望も多数出されているものと思います。

一方で、道路環境美化活動としてアダプト・ア・ロード事業が存在します。以前にも一般質問で取り上げられましたが、これは町民がボランティアで道路の環境美化を行う活動です。参加は2人以上で構成されている団体であれば、自治会、子ども会などのほか、任意の団体でも可能です。活動内容は、自主的にごみ等の清掃、除草や花植え活動などを行

い、これを行政が支援するものです。

以下、質問です。

1 番、今後の道路整備計画について。

2 番、アダプト・ア・ロード事業の実績や今後の活動推奨について。

以上 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1 番、榎戸雄一議員の一般質問、町が管理する道路状況についてお答えをいたします。

生活道路は、住民皆様の日常を支える社会基盤施設であるとともに、町の発展や産業の振興に不可欠なものとして重要な役割を果たしております。加えて、災害発生時には緊急車両の往来など、安全で安心できる町づくりには欠かせない重要なインフラ施設であります。

現在、町が管理している認定道路は 337 路線で、総延長 250kmであります。また、林道は 24 路線で 37.1km、作業道は 4 路線で 8.1km、農道は 9 路線で 3.9kmと数多くの路線を維持管理しておりますが、毎年、各自治会から道路についての整備要望が出されている状況であります。

1 点目の今後の道路整備計画についてですが、町では、第 5 期長期総合計画に基づき、東京都の財政支援による市町村土木補助事業、補助率 2 分の 1 の制度を活用し、各地域におきまして道路新設・道路改良の路線を継続的に計画し、各年度において道路整備事業を推進しており、現在 7 路線の町道新設改良事業を実施しております。

川井地内では川井神塚東線、延長 254m、松葉東線、延長 146.7m、松葉穴沢線、延長 470mの 3 路線を、小丹波地内では竹の平中線、延長 125m、棚沢地内では坂下中井戸線、延長 175m、白丸地内では白丸丸の内西線、320m、海沢地内では、一付線、延長 220mなどの整備を進めており、大規模事業は東京都の補助事業で、小規模事業は町単独事業で実施をしております。

町単独事業では、人気のウォーキングコースである奥多摩むかし道の安全対策として、境桧村線や梅久保中山線におきまして災害防除事業として、落石対策のための防護網の設置事業を計画的に実施しております。

また、林道の開設事業では、都の林道整備促進事業、補助率 10 分の 10 を活用し、棚沢地内におきまして西川線林道、延長 1,527mの延伸整備を進めるとともに、林道整備都単

改良事業、補助率 10 分の 7 の活用では、氷川地内の安寺沢線林道、延長 250m 及び峰谷地内の奥沢線林道、延長 520m を改良事業として継続実施しております。

このように道路整備事業を計画的に推進することで、住民皆様の利便性の向上、或いは地域の安全・安心の確保に努めております。

一方、高度経済成長期の 1960 年代（昭和 30 年代）以降、生活の利便性や質の向上を背景にして、道路や橋梁の整備を対象とした投資が加速し、国の経済成長と国民生活の向上に大きく寄与してまいりました。

それから半世紀が過ぎた今、道路や橋梁などのインフラ施設は整備後 50 年以上が経過し、経年劣化による性能低下や老朽化が全国的な課題となっております。

町が管理する道路や橋梁につきましても、昭和 30 年代以降に整備された施設が大部分を占めていることから老朽化が進んでおり、近年、道路構造物や排水施設などにおいて補強・補修の必要性が高まっております。このため各自治会や P T A 等の要望に基づき、緊急性の高いものから順次道路維持補修事業により道路補修整備を行い、住民皆様が観光客が安全で安心してご利用いただけるよう、引き続き道路の維持管理に努めてまいります。

次に、2 点目のアダプト・ア・ロード事業の活用や推奨についてですが、議員からは、アダプト・ア・ロード事業の活用や推奨についてのご質問いただきましたが、平成 30 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして、須崎眞議員の一般質問、アダプト・ア・ロード事業における道路環境の改善に向けた取組について及び平成 31 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして、現在議長であります小峰陽一議員の一般質問、奥多摩町公共施設アダプト制度の活動状況についてのご答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

奥多摩町公共施設アダプト制度は、奥多摩町が管理する道路や公園、河川等の公共施設において実施団体の皆さんの自主的な活動によってよりよい空間にしようとする制度で、平成 30 年 9 月 5 日に奥多摩町公共施設アダプト制度実施要綱を制定しております。

アダプト制度の誕生は、1985 年頃、アメリカテキサス州においてアダプト・ハイウェイ・プログラムの名称ではじめて導入をされました。当時のテキサス州では、州運輸局が管理する高速道路でのごみの散乱がひどく、毎年増え続ける清掃費用に頭を悩ませておりました。そこで、住民に道路を維持管理してもらう目的で住民に協力を呼びかけたのがアダプト制度の始まりで言われております。

アダプト制度は、本来自治体が管理すべき公共施設等を住民や民間企業が自発的かつ責任を持ってボランティアとして維持管理をしていただくことが目的であり、別名公共施設

里親制度とも呼ばれております。

多摩地域でも多くの自治体でこの制度が導入されており、事業名称も様々で、協力員制度、パートナー制度、サポーター制度などと呼ばれ、道路や公園などでの清掃・整備における導入例が多く見受けられます。

近隣の市町村では、昭島市、福生市、羽村市、あきる野市がこの制度を導入し、行政と市民団体等が協定を結んで、道路、公園、河川等の美化活動に取り組んでおります。

町では現在 3 団体 23 名のボランティアの方々にアダプト制度にご登録をいただき、定期的、または必要に応じて道路やガードレールの清掃活動、手すりの点検やペンキ塗り、或いは町有地における花壇づくりなど、様々な活動を実施いただいております。

このようにアダプト制度の趣旨をご理解いただき、ボランティア活動を実施していただいている町内外の皆様に対し、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後も町のアダプト制度につきましては、広報おくたまへの掲載、防災行政無線による朝夕の定時放送での PR、また、町ホームページでは、制度の趣旨や登録団体等の募集を引き続き行っておりますので、1 団体でも多く登録いただき、活動への参加を通じて美化推進意識の向上と地域コミュニティの活性化が図れるよう引き続き努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1 番（榎戸 雄一君） 答弁ありがとうございました。道路の総延長が約 300km 弱にもなるということで、改めて奥多摩町は広大な面積なんだなというところを再認識させていただきました。また、50 年以上が経過した道路ということで、整備にも大変苦慮しているんだなと思います。その中で 7 路線の計画があったり、順調に進めてほしいと思います。

まず質問の前段として、先般、偶然、町民の方から、たまたま歩いていたら声をかけられまして、「道路に穴が空いてんだけど、危ないよね。町は何してんだろうな」ということで声をかけられたということでございます。町に確認したところ、既にその状況は把握しており、それを補修するための正規の手続きを取っているという状況でございました。

その中で 1 点目の質問として、道路維持補修事業というものがございますが、こちら確認したところ、限度額というんですか、上限額が 130 万円ということで設定されているということでございます。近年の物価上昇と道路ですから、スピーディな対応を目的に上限の金額の設定というのは変更できないのかなというところを、質問したいと思います。

また、あわせてここは既に町が把握して前に進めているんだけど、結果的に町民が知らないからがゆえに不満を持ったような気もするんで、うまくホームページや SNS で、こんなことを把握してるよ、これからやるからねとか、そんなものを発信すると、問題解決

の糸口も見えるのかなというところで、1点目の質問でございます。

2点目の質問として、アダプト事業でございます。3団体23名が奥多摩町の美化に対して積極的に参加していただいているということで感謝するところでございます。

そこで、奥多摩町は高齢化率が高くて、年配の方が多いんで、申請だとか、手続だとか、そういったものがどうしてもお役所として複雑といったら何ですけど、敷居が高くて、参加したいんだけど、手続大変だし、躊躇しちゃうな、なんていうことがあるのかな、ないのかなというところもちよっと気になったんで、今、獣害アプリもLINEで報告ができるなんていうこともできたんで、アダプト事業に参加していて、仲間うちで道路掃除したんだよね。やる前、やった後の写真撮って報告とか、そんなことが簡単にできたら事が進むのかなというところも思いまして、手続だとかその辺のところを教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 1番、榎戸雄一議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご質問いただきました1点目が道路維持補修事業の上限額130万円の見直しというような内容であったかと思えます。こちらにつきましては、道路整備維持補修事業につきましては、その内容や規模によりまして130万円を超える工事も毎年多数実施しているというところでございます。

議員からございました130万円の上限という部分につきましては、恐らく地方自治法施行令で規定されています工事請負契約をする際の随意契約の上限額のことを指されているのかなというふうに思います。そうしたことから結論といたしましては、答弁としては、上限130万円の見直しというのは申し訳ないんですができないということになります。

町が随意契約で道路維持補修工事等を実施する際は、奥多摩町建設業協会と締結しております災害時における応急対策業務に関する協定に基づきまして担当地区の業者さんに工事をお願いしておりまして、その他130万円を超える補修工事につきましては原則入札で業者さんを選定し、工事発注をしているというところでございます。

それから、2点目の情報発信の件だと思います。整備計画についてSNS等で周知をというふうなお話かというふうに思います。住民皆様に情報を伝達するということは大変重要なことだというふうに認識をしているところでございます。

現在DXを進める中におきまして、道路関係の情報発信につきましても様々なデジタルツールの活用を検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いし

たいと思います。

それから、アダプト関係のご質問が3点目かと思います。アダプトにつきましては、先程町長のご答弁の中にもございましたとおり、3団体の皆さんに活躍をいただいております、町長からも感謝の言葉があったところなのですが、改めまして私からも重ねてお礼をさせていただきたいなというふうに思っております。

申請がちょっと面倒かなと、手続が大変かなということで敬遠されているようなお話も伺ったというようなことで今伺いましたので、要綱等で手続に関しては規定されているものですから、それが少し簡素化できるのか、また、デジタル関係のツール等も絡めながら、何らか新しい形がつかれるかどうか、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（榎戸 雄一君） デジタルツールの活用ということでぜひ進めていただきたいなと思います。

あと一点、ちょっと追加でさせてください。道路の対応について、最近よく環境整備課に伺うんですが、職員がフォローしてくれた事例もありまして、住民の要望でお願いしたんだけど、職員がぱぱっとやってくれて非常にありがたくて、住民の方もよくやったなという顔をして見てくれました。

そこで最後に質問なんですが、職員がそう対応される場合のルールというか、規定というか、何かそういったものがあったら教えていただければなと思いました。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 1番、榎戸議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

直営作業についてということで今ご質問をいただきました。直営作業する際の基準とか、ルールとかというものは特段設けてございませんが、判断をする場合、予算制約に照らしてのことであったり、それから規模が小規模で、職員で対応が可能な状態であることや、それから緊急性を認める場合、これは業者との工事請負契約をするとなると、手続に時間を要するものですから、そういったことを考えておまして、また、職員の通常業務に支障が出ない範囲ということで、これらを総合的に勘案して、コスパがいいというふうに判断した場合は、職員の直営作業で対応させていただいているということでございますので、

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、質問はこれで終了でよろしいですか。

○1 番（榎戸 雄一君） 再質問はございません。答弁ありがとうございました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1 番 榎戸雄一議員の一般質問は終わります。

次に、宮野亨議員の質問を許可します。1 問目からお願いします。

〔8 番 宮野 亨君 登壇〕

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

認知症の人の希望ある暮らしについて。世界でも最も高齢化が進んでいる日本では、2025 年には 65 歳以上の 5 人に 1 人、約 700 万人が認知症になると言われています。誰がなってもおかしくないと言える状況にあって、認知症が正しく理解され、認知症の人の尊厳が保たれて、安心して希望を持って暮らせるよう共生社会の旗印を掲げた共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和 5 年 6 月に成立し、令和 6 年 1 月に施行されました。

7 つの基本理念の下、具体的な施策として、国民の理解増進、バリアフリー化の推進、社会参画の機会確保、65 歳未満の若年性認知症の人への支援、家族らへの支援が盛り込まれ、本人の意思によって、また、社会の対等な構成員として安全かつ安心して自立した生活を営める、共生社会の実現に向けた取組が求められている。認知症は、脳の病変によって日常生活に支障が生じた状態の総評で、原因となる病気の根本治療や予防法がほとんど確立されていないことから認知症には悲観的なイメージがあります。

しかし、認知症は病気ということではなく、環境による影響も大きく、暮らしやすい環境をつくっていくことや一人一人が自身の人生を諦めないことで、発症前の暮らしを維持しながら自分らしい人生を歩むことができる。認知症は早期発見・早期治療をすることで重症化を防いだり、進行速度を遅らせることができる。発症が疑われたら速やかに医療機関に相談することが大切であることから、認知症検査を受けるため、町からの費用支援を求めたいと思います。

以下、町のご所見を伺います。

認知症の診断にかかる検査費用について無料、もしくは一部負担という形にお願いできないか。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8 番 宮野亨議員の一般質問の 1 問目、認知症の人の希望ある暮らしについてお答えをいたします。

高齢者の認知症発症リスクは加齢とともに高まり、75 歳を超えると男性では 11.7%、女性では 14.4%と 75 歳未満よりも 2 倍から 3 倍に増加するという報告がございます。

今後、認知症の高齢者は更に増え、2030 年には高齢者の 5 人に 1 人、全国民の 13 人に 1 人が認知症という割合になります。

こうした中、認知症を正しく診断するには専門の医療機関において診療を受ける必要がございます。東京都では都内の 2 次医療圏に地域拠点型認知症疾患医療センターを設置し、全ての区市町村に地域連携型認知症疾患医療センターを設置することとし、西多摩 2 次医療圏においては、青梅市の成木台病院が地域拠点型認知症疾患医療センターを、奥多摩町においては、奥多摩病院が地域連携型認知症疾患医療センターの指定を受けております。

認知症の診断は専門医療機関や認知症疾患医療センターなどが行っており、奥多摩病院では、長谷川式認知症スケール検査や頭部 C T スキャン検査、採血検査などで認知症の診断を行っていますが、鑑別が難しい疾患も多数あり、その場合は専門病院を紹介しております。

議員の質問にございます認知症の診断にかかる検査費用について無料や一部負担という形にできないかについてですが、現在我が国の健診制度において 40 歳以上の成人に対しては、高齢者医療確保法による特定健診と健康増進法に基づくがん検診などがあり、いずれも自己負担については概ね無料で受診することができます。これは先程申し上げた法律に基づく健診であるためですが、認知症検査については現在のところ任意の検査であることから、無料で受けることはできません。

この認知症検査における自己負担を助成しようとする場合、多くの財源が必要となること、また、健診を行う医療機関、医師会等との調整も必要となることなど、実施するためには多くの課題があることも事実であり、現時点では実施することは困難であると存じます。

認知症に対する対応は今後ますます増加する中、議員のおっしゃるとおり、高齢者に対する認知症検査が必要であることは誰もが実感するところでございますが、現在の制度では難しいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問はありますか。

○8 番（宮野 亨君） 再質問はございません。

○議長（小峰 陽一君） では次に、2 問目の質問を許可します。

○8番（宮野 亨君） 2問目に移らせていただきます。物価高騰・経済対策・新型コロナウイルス対策について。

エネルギーや物価高騰が長引く中、町民生活への影響が続いており、継続した支援が必要と思われます。国においても物価高から守る二段構えの対応として、ガソリンの補助の年内継続と残暑乗り切り緊急支援として、電気・ガスの8月から10月の3か月分補助が示され、更に重点支援地方交付金を活用した更なる経済対策が検討されている。

また、新型コロナウイルスの患者数が、7月時点ですが、定点医療機関当たり10週連続増加している。医療機関が逼迫しないよう対策をする必要があると思います。

以下質問します。

1、介護サービス事業所、特別養護老人ホーム、保育所等への物価高騰に対する負担軽減に向けた支援策は。

2番目、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等に対する物価高騰に対する負担軽減に向けた支援策は。

3番目、10月から定期接種となる新型コロナワクチン接種について、国が8,300円を補助し、自己負担額が最大7,000円となるが、年金生活者の高齢者等において高額な負担となるため、町としての負担軽減策をしてはいかがでございますか。伺わせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の物価高騰・経済対策・新型コロナウイルス対策についてお答えをいたします。

1点目の介護サービス事業所、特別養護老人ホーム、保育所等への物価高騰に対する負担軽減に向けた支援策は及び2点目の障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等に対する物価高騰に対する負担軽減に向けた支援策はにつきましては、町ではこれまでも物価高騰や経済対策について国の交付金等を活用し、様々な対策を実施してまいりました。

ご質問の高齢者施設及び障害者施設に対する令和5年度の主な対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、介護・障害福祉サービス事業所物価高騰等対応支援給付金事業として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格及び物価高騰による影響が大きい介護・障害福祉サービス事業所の経済的負担を軽減するとともに、町内の介護・障害福祉サービス事業所における安定的な福祉サービスの提供を確保するため、24時間サービス提供を行っている7事業所を対象として、合計で3,570万円を支給いたしました。

また、保育所等に対しても東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金、補助率 10 分の 10 を活用し、古里保育園、氷川保育園への補助を実施しております。

議員からご質問のございました物価高騰に対する負担軽減に向けた支援策については、本年 7 月 31 日付で東京都高齢者福祉施設協議会、奥多摩町施設長会から令和 6 年度高齢者福祉・介護施設等への支援についてのご要望をいただいております、その要望項目の一つとして、物価高騰・感染症対応に向けた高齢者福祉施設への財政的支援についてのご要望をいただいておりますが、先程申し上げましたとおり、国や東京都からの財源がないと町単独での実施は難しいことから、今後、国や東京都からの財源が示された段階で検討してまいります。

3 点目の 10 月から定期接種となる新型コロナワクチン接種について、国が 8,300 円を補助し、自己負担額が 7,000 円となるが、年金生活者の高齢者等において高額な負担となるため、町として負担軽減策をしてはにつきましては、本定例会 2 日目に上程いたしました一般会計補正予算（第 2 号）の審議で、新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託料を計上し、ご決定いただきました。

ご説明申し上げましたように、各医療機関で実施する 10 月開始予定のワクチン接種では、65 歳以上の方及び 60 歳から 64 歳で心臓等の機能に障害のある身体障害者手帳 1 級相当の方を対象に、1 人当たりの接種費用 1 万 5,300 円から国の基金を活用した新薬・未承認薬等研究センターからの助成金 8,300 円を除いた約 7,000 円が自己負担となりますが、西多摩医師会との協議により西多摩医師会統一で自己負担を 3,500 円とすることとなりました。そのため 1 人当たり 3,500 円を自治体が負担することとなり、自己負担額の軽減策を図っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8 番（宮野 亨君） 再質問ではございません。今後、国のほうから状況に応じて支援策が出たらすぐに手を打って実行していただければと思ひまして、2 問目の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、8 番、宮野議員の一般質問は終わりました。

次に、3 番 森田議員から 2 問の通告を受理しておりますので、1 問目の質問を許可します。森田議員。

〔3 番 森田 紀子君 登壇〕

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

私から、まず 1 問目の福祉事業の送迎サービスについてお伺いいたします。

現在、奥多摩町では送迎を含む新しい福祉サービスとして、チームオレンジによる「来るっく〜」、お太助隊によるT O K Y O長寿ふれあい食堂推進事業が始動し、多くの皆様が利用しています。両事業とも現地まで来られない方には、ボランティアによる自家用車での送迎をしておりますが、潮流として軽自動車の方が多く、乗車人数に限られ、何度も往復せざるを得ない状況であり、事業の永続性を考えると心もとない感が否めません。

そこで、今後、団塊の世代を受け入れ、現在軌道に乗りつつある事業の永続性を図ることを目的とした場合、送迎用の車が必須となります。令和5年12月議会で宮野亨議員が関連の質問をなさっておりますが、再度質問させていただきます。

①ワゴン車を用意し、町のマイクロバス使用方式で必要な日時を申請し、貸出しをすることはできますか。

②地域ささえあいボランティア事業の使用も可能とすることはできますか。（自家用車が軽自動車のため、乗車人数が少なく、お断りをしていた案件を可能とします。）

③貸出し用のワゴン車を運転することに慣れていない方に対し、講習会の開催が出来ますか。（ワゴン車を運転できる人員を増やすことができ、奥多摩地域公共交通計画でうたわれているラストワンマイルの実現に向けて取組の第一歩となります。）

以上3点お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、福祉事業の送迎サービスについてお答えをいたします。

議員ご説明のとおり、これまでも町議会の中で同様の趣旨の一般質問をいただいております。

福祉保健課では、今年の5月からチームオレンジが「来るっく〜」を開設するとともに、T O K Y O長寿ふれあい食堂事業を開始いたしました。これら事業では、お太助隊や認知症サポーター等、多くのボランティアスタッフにご協力をいただいているところであり、議員からもご紹介がございましたように、「来るっく〜」では、現地まで来られない方には、ボランティアの皆さんがご自身の自家用車を使用して送迎いただいております。また、ボランティアだけでは足りない場合には職員により送迎を実施しているところです。

この交通弱者と言われる方々にどのように対応するかについては、当町の高齢化率や公共交通網の状況にも関連し、行政全般を通じて近年では最も重要な課題の一つであると認識しており、福祉保健課においても高齢者を対象とした事業については、この課題を第一

に考えて実施しております。

こうした中、平成 12 年度に開始した高齢者外出支援サービス事業は、高齢者のうち、医療機関への通院が困難な方に対し、医療機関へ通院するために必要な自動車を運行し、送迎を行い、もって在宅高齢者の外出を支援し、閉じ籠もりを防止することを目的に、町内の病院・診療所への送迎を実施し、現在は町内の歯科への送迎も含め対応をしております。

更に平成 26 年度に開始した地域ささえあいボランティア事業は、少子化や若者世代の流出に伴う高齢化の進行による地域力の低下を防ぎ、高齢者等の社会参画や外出の機会を設け、心身の健康と地域の活性化を図ることを目的に、町外の医療機関への送迎や買物等の支援も含め、有償のボランティア制度として実施をしております。

いずれの事業も町から社会福祉協議会へ事業を委託しており、町の福祉サービスの推進には、社会福祉協議会との連携は欠かせないものであります。

議員から 3 点のご質問をいただきました。1 点目、ワゴン車を用意し、町のマイクロバス使用方式で必要な日時を申請し貸出しすることはできますか、2 点目、地域ささえあいボランティア事業の使用も可能とすることはできますか、3 点目、貸出し用のワゴン車を運転することに慣れていない方に対し、講習会の開催ができますかにつきましては、所管である福祉保健課と社会福祉協議会で検討いたしました。ワゴン車の新規購入費や維持管理費のための予算をどう確保するのか、不特定多数の方が運転する場合の保険など管理上の問題があることなど、解決しなければならない課題が多い状況であり、実現に向けては更に検討が必要であると存じます。

議員のご質問にあるように、「来るつく～」など、高齢者を対象とした新たな事業を継続していくためには、送迎の課題について解決しなければならないことから、毎週水曜日に開所している「来るつく～」について、今後、試験的に町用バスを運行し、利用者の送迎を行いながら、どのような課題があるか検証してまいります。

「来るつく～」及び T O K Y O 長寿ふれあい食堂の事業の新たな事業を継続し運営していくためには、これまで申しあげました送迎の課題に加え、運営スタッフの確保や処遇等も含めて解決すべき問題があると認識しており、次年度の事業運営に向けて検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3 番（森田 紀子君） 「来るつく～」に対しまして庁用バスでのご対応をしていただくということで、やはり庁用バスですと、人数は乗れるんですが、狭いところまで行きにくいかなという懸念は少し感じます。

そこで、例えば東京都が実施している補助金のメニューで、東京都商店街支援メニューというのがありまして、例えばワゴン車の車両本体価格に対して 10 分の 9 の補助金が出る支援とかがございます。そのような補助メニューを活用し、「来るつく〜」だけではなく、買物支援、例えば「来るつく〜」は毎週水曜日なんですが、そのほかの 4 日間、例えば買物ツアーを企画して河辺まで行くとか、そういうことにも多分この東京都の商店街支援メニューは対応できると思うんですけども、ぜひ検討課題として取り入れていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3 番、森田議員の再質問にお答えいたします。

今の東京都の補助金で商店街支援メニューということで 10 分の 9 のメニューがあるというお話でございました。その前に庁用バスで今回試験的にということで運行させていただくわけですが、今、森田議員がおっしゃられるように、狭い道だとかいうところもあるかと思います。また、うちのほうも庁用バスで試験的にやる中で、どのような課題があるのかという部分をまず一度やってみて把握して、どういったことが必要なのかということをもまず見極めさせていただきたいというふうに思います。

そして、今の商店街メニューの補助の内容というのは、いわゆる福祉分野にかかわらず、観光分野に関係するメニューともなりますので、その辺担当課間で、どのようなものかも確認しながら、そういうのが利用できるのかというところをまず確認してみたいと思いますけれども、いずれにしても移動手段というのは町の課題であるということで引き続き、今回試験的ではございますけれども、対応させていただくということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3 番（森田 紀子君） 再質問ではないんですけども、先程も宮野議員のご答弁の中に、13 人に 1 人が認知症になるというお話を聞きました。特に「来るつく〜」は、私、ボランティアで参加させていただいて、認知症の方もいらっしゃっているんですね。それで、その方たちが認知症なんですけども洗い物ができる、料理はしてないですけど、いろんな小さいことだったらしていただけているんですね。そのような形で、とてもいい対策だと思いますので、ぜひ永続性を持って、奥多摩町はデイサービスが 1 つしかありませんので、皆さんに認知症になっても元気で生き生き町内で暮らせるような生活をしていただ

きたいと切に願っています。

ご答弁の中でございましたように、本当にボランティアだけで運営する事業は永続性に乏しく、担当が変わることによって維持できなくなることがあります。今後の高齢化に対応するために事業の永続性を図るため、運営システムの構築がとても大切だと思いますので、ぜひ運営システムの構築を図っていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2問目の質問をお願いします。

○3番（森田 紀子君） それでは、私から2問目の質問として、太陽光発電事業についてお伺いいたします。

2020年10月、日本は、2050年カーボンニュートラルを宣言し、温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代を終わらせ、国際的にも成長の機会と捉える時代とし、経済と環境の好循環をつくっていく産業政策イコールグリーン成長戦略を打ち出しました。

経済産業省 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略によると、電力部門は脱炭素化が大前提で、洋上風力、太陽光、蓄電池、地熱産業を成長分野に上げております。

経済産業省のエネルギー白書 2024によりますと、太陽光発電の現状は、2015年度末には約3,300万kw、2023年12月末には約7,300万kwとなっております。国土面積当たりの日本の太陽光導入容量は主要国の中で最大級であり、平地面積当たりの太陽光施設容量kw/k㎡は、日本514、ドイツ243、イギリス65、中国42で、平地面積で見ると、ドイツの2倍です。国土の67%が森林の日本において既に平地での太陽光発電事業が困難になっており、山林を開発しての設置に移行しております。

太陽光発電事業の環境問題では、苦情等があった上位に、土砂災害、景観等があり、太陽光発電設備に関する条例を公布されている市町村自治体は、2024年3月時点、全国1,718自治体中268自治体で、開発業者は条例等がない自治体をターゲットにしているようです。近隣市町村では、日の出町が日の出町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドラインを2021年10月1日に施行しております。

奥多摩町は、秩父多摩甲斐国立公園内に立地しており、自然公園法における取扱いにおいて、特別地域内に太陽光発電施設を設置しようとする場合は、工作物の新築に該当するため、許可申請が必要となり、許可基準（自然公園法施行規則第11条第13項）により審査が行われます。事業面積が1ha、100m掛ける100m以上である場合、風致または景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置について許可申請に添付することになっています。（自然公園法施行規則第10条第3項）

しかし、幹線道路沿いの普通地域内では、太陽光発電施設は届出が必要な工作物とはされていません。（自然公園法施行規則第14条）

2024年4月、読売新聞のウェブニュースでは、阿蘇くじゅう国立公園の記事が掲載されており、内容は、熊本県の阿蘇地域一帯に大規模な太陽光発電所が次々と出現している。全国の国立公園でも急増しており、環境省は、開発に一定の歯止めをかけなければ景観に悪影響を及ぼすおそれがあると判断、同公園については、今年度中に規制も強化したい考えだと報道されています。

そこで質問ですが、①今まで太陽光発電について問合せはございましたでしょうか。

②奥多摩町では太陽光発電に対し、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

③日の出町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドラインによりますと、太陽光発電事業（以下「発電事業」という。）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生エネルギー源とする設備を利用し、発電を行う事業で、出力の合計が10kw以上のものと明文化されており、設備容量が10kwに必要な面積は約100から150㎡。例えばとシングルのテニスコートが195㎡なので、テニスコートの片面ほどの広さです。それ以上になりますと、こちらの日の出町太陽光発電事業の適正に関するガイドラインに引っかかってきます。仮に奥多摩町で適正実施する場合、施設容量はどの程度が適正だとお考えでしょうか。

以上、私からは3点です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の太陽光発電事業についてお答えをいたします。

現在の奥多摩町の太陽光発電事業の状況ですが、経済産業省が公表している認定情報によりますと、町内に太陽光発電施設は1施設ありますが、30kw以下と小規模な発電量であり、100kwを超える大規模な発電施設は存在しておりません。また、許認可関係では、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園内にあるため、特別地域内の許可申請や土地開発に関しては、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律など、様々な許認可が必要となります。

また、町では豊かな自然環境が無秩序な宅地開発等により損なわれることを防止するため、500㎡を超える宅地開発等を行う場合には、奥多摩町宅地開発等指導要綱に基づき指導を行っております。

1 点目の今まで太陽光発電について問合せはありましたかについてですが、環境政策を担当する環境整備課環境係に確認したところ、現在まで太陽光発電事業に関して町への問合せはございません。

2 点目の奥多摩町では太陽光発電に対し、どのような見解をお持ちですかについてですが、国では中期目標として温室効果ガス排出量を 2030 年度において 2013 年度と比較して 46%削減することを目指し、更に 2050 年度のカーボンニュートラル宣言をしています。太陽光発電事業においても、地球温暖化防止、化石エネルギーや原子力発電への依存度を減らすといった環境保護の観点からも国を挙げて推進している事業であります。

町では、第 2 次奥多摩町環境基本計画の中で太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進しており、将来的に継続していくべき重要な事業の一つであると認識しております。

一方で、全国的に大規模な太陽光発電施設の建設が相次いでおり、森林伐採による景観の阻害、住民への反射光の影響、土砂災害の問題、発電事業終了後の解体・撤去等の廃棄物処理について懸念をしているところであり、再生可能エネルギーと環境保全のバランスも重要であると考えます。

3 点目の仮に奥多摩町で適正実施する場合、施設容量はどの程度が適正だとお考えですかについてですが、現在、町では電気事業者による太陽光発電事業の適正導入を図るためのガイドラインは整備しておりませんので、町の見解を申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じますが、議員からご説明がございましたとおり、阿蘇くじゅう国立公園の事例もございますので、町内における太陽光発電事業等の動向について国や東京都とも情報共有を図り、状況把握に努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3 番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

奥多摩町にはまだ問合せがないということと、太陽光発電に対して重要な事業だとは考えていらっしゃると思いますが、環境保全と比較しながら、今後事業を考えていくということで、すぐに太陽光発電施設ができるとは限らないんですけども、日の出町さんのように、できてしまってからガイドラインをつくるということになりますと、いろいろなことが起こると思いますので、まず頭に入れておいていただいて、景観が、例えば出力の合計が 10kw 以上を発電するものになりますと、本当に休耕地 1 面ぐらいでできてしまうんですね。それが幹線道路沿いの例えば小丹波の少し上のほうの畑にできてしまった場合、本当に景観としてガラガラしていて、それこそ本当に日の出町さんのようなことになってしまいかねま

せんので、ぜひ今後もご検討していただいて、先手先手で対応していただけたらと存じます。

私からは以上です。ご答弁は必要ございませんので、ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、3番 森田紀子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開します。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 伊藤英人議員。3問の通告を受けておりますので、1問目の質問を許可します。伊藤議員。

〔2番 伊藤 英人君 登壇〕

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

こども家庭センターの設置について。

こども家庭センターが設置されました。以下、伺います。

①子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターの今後についてや、こども家庭センターの立地や機能などについて概略の説明をいただけませんかでしょうか。

②子どもの意見の聴取・反映といった子どもの権利の保障について、こども家庭センターが大きな役割を担うものと考えます。こども家庭センターでの実施が想定される子どもの権利擁護のための具体的な取組の予定はございますでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問の1問目、こども家庭センターの設置についてにお答えいたします。

1点目の子ども家庭支援センター、子育て世代包括支援センターの今後や、こども家庭センターの立地や機能について概略の説明をいただけないかにつきましては、国は、令和4年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能を維持した上で組織を見

直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。そのため町では、児童福祉法第10条の2の規定に基づき、令和6年4月1日から子ども家庭支援センター内に奥多摩町こども家庭センターを設置いたしました。

町における母子保健機能は、保健福祉センター内の奥多摩町子育て世代包括支援センターで行っている事業で、主な業務は、妊産婦に対する伴走型相談支援として、妊娠届出時の妊婦面談、こども商品券の配布、妊娠8か月時のアンケート、新生児訪問、出産・子育て応援ギフトの配布、バースデーサポート事業などを母子保健担当の保健師が行っており、児童福祉機能は、子ども家庭支援センターきこりんで行っている事業で、各種のファミリーサポート事業及び相談員が行っている相談業務となります。また、令和6年4月から相談員に保健師1名を配置・増員し、母子保健との連携を図っております。

子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターが別々の場所にあるため、毎月こども家庭センターの定例会議を開催し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援業務が行えるよう会議を行い、情報の共有と連携を図っております。

こども家庭センターの主な役割は、町の母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、子どもやその家庭の実情を把握し、その方に必要な情報提供を行い、サポートプランを作成し、支援を行うことです。また、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直しを行いながら実施しております。

2点目の子どもの意見の聴取・反映といった子どもの権利の保障について、こども家庭センターが大きな役割を担うものと考えています。こども家庭センターでの実施が想定される子どもの権利擁護のための具体的な取組の予定はないかについてですが、子どもの意見の聴取・反映といった権利については、議員から令和6年第1回定例会の一般質問で同様のご質問をいただき答弁いたしました。子どもの視点に立った政策が具体的に展開されるためにも子どもの意見をしっかりと反映することが必要であります。

そのため、町では奥多摩町こども計画の策定に向けて7月に奥多摩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、子ども及びその保護者の方から回答・意見をいただき、現在、委託業者がニーズ調査の結果を取りまとめております。

今後、ニーズ調査の結果を基に、奥多摩町子ども・子育て会議で審議し、パブリック・コメントの実施後、奥多摩町こども計画を策定し、子ども・子育て支援施策に子どもの意見を反映させてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございました。

こども家庭センターの設置について大変期待しておりますので、十分な機能を発揮していただけますようお願いください。

再質問としては、4月にニーズ調査を行った、こども計画の策定の前段階としてニーズ調査を行ったということですが、子どもと保護者が対象であるということで、この対象者というのは具体的にどれぐらいで、回答の回収率としてはどれぐらいだったのかというのをちょっと分かる範囲で教えていただければと思います。特に、子どもが対象になっているところが今回、少し特徴的なのかなと思うんですけれども、その部分、何かありましたらご説明をお願いします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 2番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

ニーズ調査に関するどのような対象で数というご質問でございますけれども、このニーズ調査につきましては今回の対象としたのがまず保護者の調査票ということで、未就学児、小学生の共通ということで対象として、これは保護者に関する調査という形で、数としては151世帯ございまして、回収率としては56.3%。次に、中学生ということで、実際配布したのが70で、回収が56ということで、回収率が80%。それと若者調査ということで、これは高校生相当以上から22歳までの若者を対象として175人、回収数が63で回収率が36%、合計の回収率といたしましては51.5%という回収率でございました。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再質問はございません。

これからも年を追うごとに回収率は広く大きくなっていくのではないかと考えておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

1問目の質問に関してはこれで以上です。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2問目の質問を許可します。

○2番（伊藤 英人君） 2問目として、町民の生活環境を守る環境基本条例について（空家対策と獣害対策）

町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与するため、奥多摩町環境基本条例があります。条例では、町、町民、事業者、観光客等の滞在者の責務や公平な役割分担とい

った基本理念が規定され、町は公害の防止と生活環境の保全などに努め、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとしています。

近年、鳥獣による農林水産物や家屋等への被害、サルやクマの出没による人身被害のリスクといった町民の生活環境や生命・財産を脅かす事態が常態化・深刻化しております。

以下、伺います。

①サルやクマが空家を拠点に活動範囲を広げている可能性があります。特に、登計集落にある町有物件では動物が家屋を損壊し、周囲に危険が及んでいると伺っております。空家問題と獣害が複合することで、家屋の劣化、特定空家化が急速に進行する事態にどう対策を取るのか。登計の町有物件を例として、想定できる町の対応の流れをご説明いただけないでしょうか。また、当該事案の対応は着手から完了までどの程度の費用と時間がかかるのか。可能な範囲でご説明いただけないでしょうか。

②農林水産物、特に人家周辺での作物への度重なる獣害は、町民の財産・健康・生活環境の大きな損失であります。これまで重ねてきた自助・共助の努力は限界で、これ以上の自衛はもう望めないという切実な町民の声が幅広い層から聞かれ、ナラ枯れの進行による奥山での慢性的な餌不足の懸念もあり、一刻も早い公助による獣害対策が求められております。

町内のサルの群れには発信機をつけた固体もいて、行動調査は可能となっております。調査会社からの報告頻度を増やし、出没予想地域には動物駆逐用煙火、動物撃退用スプレーなどを支給、準備の上で地域での組織的な追い払いの実施をすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、侵入防止柵、電気柵の購入、設置作業について補助等の支援拡充は可能でしょうか。

③檜原村でサルの駆除が検討されており、住宅や商店に侵入する習慣を持つサルが檜原村を逃れて隣接市町村に越境する可能性があります。檜原村のサルの駆除計画について奥多摩町としての所管や情報共有など広域的取組の実施はございますでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の町民の生活を守る環境基本条例について（空家対策と獣害対策）についてお答えをいたします。

まず議員ご説明のとおり、奥多摩町環境基本条例は、環境の保全等についての基本理念を定め、施策の基本方針及び環境基本計画等について規定しておりますが、議員ご質問の

空家対策と獣害対策について、同条例第2条の定義のうち、第3号生活環境及び第4号自然環境の規定を踏まえてお答えをいたします。

1点目の空家問題と獣害が複合することで、特定空家化が急速に進む事態にどう対応を取るのか、登記の町有物件を例として、町の対応の流れを説明していただけないか。また、当該事案の対応は着手から完了までどの程度の費用と時間がかかるのか、可能な範囲で説明できないかについてですが、議員からご質問がありました登記集落にある町有物件につきましては、平成29年度に個人の方から町が購入し取得した物件となり、物件所有者の方からのご希望により取得後もしばらく居住希望があったことから、賃貸借契約を締結し、お貸ししておりましたが、現在は空家となっております。

はじめに、ご質問の当該事案の対応は着手から完了までどの程度の費用と時間がかかっているのか、可能な範囲で説明できないかについてですが、当該物件を管理する企画財政課に確認したところ、本年6月に近隣住民の方からサルが屋根に上っているため、瓦がずれて危険な状態にあるとのご連絡をいただき、現地確認を行ったところ、本年春過ぎから登記地区において畑や人家周辺へのサルの出没が多くなり、当該物件においても屋根の上にサルが群がり、古くなった棟や瓦が破損したものと思われます。

近隣住民の方からも強風や豪雨による瓦等の落下のご心配があったことから、台風シーズンの前に業者に依頼し、8月22日に破損した棟と瓦の応急修繕を行い、約3万円の費用がかかっております。

次に、空家問題と獣害が複合することで特定空家化が急速に進む事態にどう対応を取るのか。登記の町有物件を例として町の対応の流れを説明いただけないかについてですが、特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいうとされており、特定空家等となる要因としては、獣害が要因となることよりも空家が適切に管理されていないことが問題であると考えております。

ご質問の事案につきましては、町では毎年、空家等実態調査を実施し、自治会の方のご協力もいただきながら空家の状況把握をし、全空家所有者へ意向調査を行い、所有者の皆様へ空家の適正な管理についてお願いをするとともに、町が実施している空家等活用促進事業交付金や空家バンク等の活用を促しております。

しかしながら、特定空家等に認定された空家につきましては、空家等対策基本条例に基

づき、所有者に対し、除却や修繕など、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言、または指導をすることができとなっております。

町といたしましても獣害対策及び空家対策とも現在の町にとって重要な課題と捉えておりますので、引き続き取組を進めてまいります。

次に、2点目の町内のサルの群れには発信機をつけた個体もいて、行動調査は可能となっている。調査会社からの報告頻度を増やし、出没予想地域には動物駆逐用煙火、動物撃退用スプレーなどを支給、準備の上で、地域での組織的な追い払いの実施をするべきと考えるがいかがかについて及び3点目の檜原村でサルの駆除が検討されており、住宅や商店に侵入する習慣を持つサルが隣接市町村に越境する可能性がある。檜原村のサルの駆除計画について奥多摩町として所感や情報共有など、広域的取組の実施はについてですが、関連がありますので併せて答弁いたしますが、先程、9番 高橋邦男議員、10番 原島幸次議員、それぞれの一般質問への答弁内容と重複しますが、ご容赦いただきたいと存じます。

町の獣害対策につきましては、町猟友会の全面的なご協力がなければ実施できるものでなく、大久保会長を中心に、早朝から、また休日も含め、定期的な見回りのほか、特にクマの出没時には緊急的な対応も少ない会員の中、体制を組んでいただき、少なからずご負担をおかけする中、積極的に取り組んでいただいているのが現状でございます。

獣害別では、シカは、東京都の管理計画に基づき、去年は定期的に見回りを行い、236頭捕獲する一方、クマは緊急対策事業として東京都との協定に基づき、去年は見回り・追い払い111回、人家周辺の出没で73回出動いただき、そのうち5頭を捕獲しております。その他イノシシやハクビシン、タヌキ、アライグマなどの小動物の対応もいただく中、サルの追い払いも170日以上にわたり対応していただいております。

議員から公助による獣害対策としてご提案をいただく一方、共助として地域での組織的な追い払いを実施すべきと若干矛盾を感じるころではありますが、人家近くの畑から追い払いをしても他の地域の畑に移動する、もしくは山に入り、沢にあるワサビ田に被害が及ぶ実態もございます。

このような状況の中、サルに対しましては、檜原村が今年度実施を予定されている大規模捕獲を視察の上、町の実情に応じて同様の対策が図れないか、早急に検討してまいります。

また、侵入防止策、電気柵の購入・設置作業への補助等の支援拡充につきましては、近隣市町村の取組を参考に今後研究をしてまいります。

一方、獣害は市町村区域にまたがることから、近隣市町村と連携することはもちろん、

東京都に対してもシカ管理計画と同様に、捕獲を含んだ個体数の管理、被害防除対策などを盛り込んだサル管理計画について、都として当該計画を早急に策定するよう強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございました。

再質問として何点か伺いたいと思います。①②③と3項目に分かれておりましたが、大きく分けて2つになって答弁していただきました。ありがとうございました。

①に関してですけれども、今回は登計の物件に関してをモデルとしてご説明をということで伺いました。これは町有物件であって、管理者がはっきりしているところですので、取りあえず8月になって台風などの予防のために応急措置を行ったということです。これが結局、この物件が空家のまま、それと応急的な修繕を重ねる状況になっている状態というのは把握できているかと思います。管理者としてこの後、どういう予定を立てているのかという計画について、今この場でお話はできないのかもしれないと思うんですね、計画です。この場ではなく、周辺の住民の方は先の見通しが分からないとか、町の対応が進んでいるのか、進んでいないのかも分からないということを不安視しておりましたので、この辺の近隣の方たちへの説明を欠かさないようにできるのかどうかというのを物件に対する計画があるのかどうか含めて、週辺への周知についてお伺いしたいです。

次、②番に関して、調査会社があって、サルの群れには発信機はたしかついていたかと思います。この発信機がついているサルがいる、それを把握できるという状況であるならば、公助としてやっていただくものは何なのかといいますと、やはり猟友会の方々にその場所に待機してもらって、その方たちに撃退するための装備を行った上で、住民を含んで対策を行うというよりは、住民の方たちに関しては実際に前線に立っていただくというわけではなくて、予防措置のほうに注力してもらって、実際のサルの群れを撃退するのは猟友会や調査会社の方たちなどの専門業者に当たるのではないかと思います。その辺の見解を伺いたいと思いますけれども、以上2点です。いかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 伊藤議員の再質問の1点目につきましてご説明をさせていただきます。

町有物件ということで、企画財政課のほうで管理をさせていただいている状況でございます。今年度の状況ということで、先程町長からご答弁をいたしました、応急的な修繕は行ったけれども、今後どうしていくのかというお話かと思います。

こちらにつきましては先程の答弁の中にございましたが、取得後しばらく居住されていたというところで、その後 30 年の 3 月末からは空家になった状況だったんですけれども、中の家財の片づけが所有者ご家族のもの等もございますので、片づけを依頼させていただき、今年度に入りまして 5 月過ぎぐらいに片づいたということで、町のほうに報告がございました。

それと同時に、近隣住民の方から、屋根、あと棟ですか、瓦と棟のほうサルが上って危険な状況だということで大きい修繕をさせていただきました。

今後、この物件をどうするのかという状況で、答えられる範囲というお話もいただきましたけれども、現状まだこの物件を今後どう活用していくのかというのは決まっておりませんので、今後どういうふうに使っていけばいいのかということも含めて検討を進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、周辺の住民の方への説明ということでご質問ございましたけれども、こちらにつきましても近隣の住民の方が、今回の瓦のことも含めてですけれども、ご不安に思っていることがございましたら、町として丁寧に説明と対応をさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2 番、伊藤議員の 2 点目の再質問についてお答えをいたします。

サルの対策、追い払いについて、議員からは公助の部分としては、サルの発信機の情報から猟友会の方にその場で待機をしていただいての撃退、一方で共助という部分で、住民の方には予防的なところというお話がございましたけれども、それに対して見解をということでの 2 点目のご質問かと存じます。

町長からの答弁でもございましたけれども、もしくは 9 番、高橋議員、10 番、原島議員からも今回獣害対策ということで一般質問をお受けして、町長から答弁させていただいたところでございますが、今年に入り、更に獣害が増えていく中で、特にサルについては農作物等への被害というところの中で、観光産業課のほうにも住民の方からお声を寄せていただき、私も登計地域について、自治会長を通じて現場の確認をということで、係長とともに現場にお伺いをして、住民の方からも直接、現状等についてご説明を受けた状況もございます。

そういった中で、猟友会が少ない体制の中で、その場に継続して長期間にわたって待機というのなかなか体制的に難しい状況であったり、もしくは、今年はクマの出没も多く、

臨時的にクマの出没のところに檻の設置、もしくは捕獲に向けて猟友会で体制を取っていただくというところの中で、サルだけでなく、シカは定期的な計画もありますし、クマについては臨時的な対応もしているという状況がございます。

町長の答弁のとおり、その場所を追い払いをしたとしても、別の場所にいる中で、別の地域の畑、もしくは山の中のワサビ田というようなところもございますので、現状としては直近の東京都の調査では7群で約200頭というところなんですけど、規模的にはもう少し増えている状況もあろうかと存じます。

そういった中で、お隣の檜原村さんについては人家にも入り込むという、そこまで知恵をつけていて、大規模捕獲に向けてという形で今、東京都の計画がありませんので、村独自に都の環境局と協議をして大量捕獲に向けて計画をされている状況がございます。

町といたしましても、いつ何どき、檜原村のサルのように知恵をつけて人家に入り込むというところも可能性はございますので、所管課、観光産業課といたしましては、来年度に向けて当初予算、予算要求をさせていただき、いつでも大量捕獲できるような形の体制を取りたいというふうに考えております。

檜原村さんでは現在、補正予算等で、まず餌代を確保して、この9月の議会で大量捕獲に向けての大型の檻の設置の費用も補正予算に計上されるというふうに聞いております。その大規模捕獲の方法についても事前に担当課長から情報交換の中でお聞きしているところですが、サルの大量捕獲に向けては、3か月間えさを同じ場所に与えて、寄せて、警戒心をなくしてから檻を柵だけ設置して、柵の設置の中にまた継続して二、三か月餌を食べさせて、冬場の2月、3月に群ごと入った段階で一斉に柵を閉めて捕獲をするという方法とお聞きをしております。

奥多摩町の場合、檜原村さんもそうですが、山間地で傾斜地もございますので、場所をどういった形で選定するのか。奥多摩町の場合、古里地域であったり、氷川地域であったり、小河内地域であったり、日原地域であったり、町内広い中で、それぞれお困りの住民の方、農作物への被害等もございますので、餌を与えるということで、餌を与えている段階で、そのルートで畑の被害を寄せてしまう可能性もありますので、大量捕獲に当たっては、地域の住民の方のご理解も必要だということと、あとは東京都の計画が現地でありませんので、個別に町としても観光局に協議をする必要がありますが、その一方で、町長ご答弁のとおり、やはり獣害対策、特にサルに限らず、ほかもそうですが、市町村区域をまたがって動物移動しますので、やはりシカと同じようにサルについても東京都として管理計画を定めてもらうような形で、具体的に要望を所管課としても近隣市町村の担当課と

連携して行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

雑駁になり申し訳ございませんが、議員がおっしゃられる、もちろん地域の住民の方のご理解もいただきながら、町といたしましても猟友会の方々とも連携しながら対策を取ってまいりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問はありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再質問はございません。この捕獲に関しては事業が始まってから餌の誘引のために半年程度かかる、実際の捕獲までには半年程度がかかる。そのためには近隣の方たちの被害が起こり得るという点も含めてご理解が必要になるということで、承知いたしました。ありがとうございます。2問目についてこれで以上になります。

○議長（小峰 陽一君） 次に、3問目の質問を許可します。

○2番（伊藤 英人君） 3問目として、町民の生活環境を守る環境基本条例について（観光公害対策）。

町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与するため奥多摩町環境基本条例があります。条例では、町、町民、事業者、観光客等の滞在者の責務や公平な役割分担といった基本理念が規定され、町は公害の防止と生活環境の保全などに努め、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとしております。

近年、新たな公害として観光公害（オーバーツーリズム）が町民の生活環境を脅かしております。

以下、伺います。

①観光客による深夜に及ぶ騒音、悪臭、不法投棄といった公害問題に対し、罰則罰金規定等の創設を含め、公害の防止のための規制等の措置の実施について現在の町の考えはいかがでしょうか。

②観光という社会経済活動と環境保全とを両立し、環境と観光の先進地として奥多摩町は世界の範となる町を目指すべきと考えます。奥多摩町主体での観光客に対する環境保全の啓蒙について町のお考えはいかがでしょうか。

③J R 東日本管内の車両での広告やサイネージ等を使った外国語を含む広報による啓発活動の実施を国や都とともにできないでしょうか。

④近年、町民も事業者も町ぐるみでごみの減量に取り組んできました。しかしながら、町民1人当たりのごみ排出量は全国平均や都平均よりも多く、処理経費も人口規模の似た他の自治体より1人当たり年間1万2,000円ほど高い状態です。4人家族なら毎月4,000

円、年間4万8,000円高いことになります。

その要因の一つは観光ごみだと言われております。令和2年度を基準とする第2次奥多摩町環境基本計画、奥多摩町一般廃棄物処理基本計画より。

町や観光協会、ボランティア等が回収した観光ごみの直近の年間総量について、町のごみ排出量内での構成比や衛生組合等での観光ごみについての処理経費の概算など、分かる範囲でご説明いただけないでしょうか。また、観光ごみの削減やごみ処理負担の公平性の確保について現状や今後の対策はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3問目の町民の生活環境を守る環境基本条例について（観光公害対策）をお答えいたします。

まず、答弁に当たりましては、議員ご質問の観光公害対策について、2問目と同様に、奥多摩町環境基本条例第2条の定義を踏まえ、この3問目は同条の第1号環境への負荷及び第2号公害の規定に基づき、お答え申し上げます。

1点目の観光客による深夜に及ぶ騒音、悪臭、不法投棄といった公害問題に対し、罰則・罰金規定等の創設を含め、公害の防止のための規制等の措置の実施について現在の町の考えはについてですが、今年の夏に実施した3年目を迎えたお盆休み期間におけるマナーアップ強化キャンペーンの状況を踏まえますと、マナーアップの多言語による周知啓発だけでは根本的な解決が難しい現状から、来年に向けて、特に多摩川の河原におけるバーベキューやテント設営に対し、一定の規制・管理も視野に検討してまいります。

2点目の観光という社会経済活動と環境保全を両立し、環境と観光の先進地として奥多摩町は世界の範たる町を目指すべきと考える。奥多摩町主体での観光客に対する環境保全の啓蒙について町の考えはについてですが、議員からのご提言として今後の参考とさせていただきますが、観光客の多くはマナーを守っていただいております、一部の観光客、特にインバウンドではなく、国内在住の外国籍の一部の方で、更に飲酒された方の心ない行動によるものであることから、その視点を持って来年にはより効果的な根本解決に繋がる対策を講じられるよう、更に検討を重ねてまいります。

3点目のJR東日本管内の車両での広告やサイネージ等を使った外国語を含む広報による啓発活動の実施を、国や都ともにできないかについてですが、デジタルを活用した広報は視覚的に訴えることができ、もちろん多言語で周知できることから、青梅線車両内のモ

ニターでの広報や奥多摩駅構内にデジタルサイネージを設置していただき広報できないか、J R 東日本八王子支社とも協議させていただき、また、議員のご提言を受け、国や東京都とともに実施できないか、補助制度の活用を含め、研究をしてまいります。

4 点目の前段、町や観光協会、ボランティア団体等が回収した観光ごみの直近の年間総量について、町のごみ排出量内での構成比や衛生組合等での処理経費の概算など、分かる範囲で説明いただけないかについてですが、観光ごみの直近の年間総量につきましては、町や観光協会が回収した観光ごみは、観光客が多い5月の連休や7月から9月までの排出量、ボランティア団体においては、令和5年度に配布した300のボランティア袋の配布枚数で算出しますと、町、観光協会では3か月で1 t トラック約 120 台分を回収しており、1 台当たり 100kgとして想定した場合、約 12 t となります。また、ボランティア団体へは町から 636 枚のボランティア袋を配布していますので、1 t トラック約 20 台分、概算で 2 t となります。合計しますと 1 t トラック 140 台分、重さで約 14 t となります。

構成比につきましては、町の令和5年度の総ごみ量は 1,650 トンでありますので、0.8% となります。

処理経費は、西秋川衛生組合への負担金は、令和5年度決算額で 7,700 万円ですので、負担金に対する観光ごみに係る処理経費は 62 万円となります。

なお、今回算出しました構成比、処理経費につきましては、回収した観光ごみによる概算の数値となります。事業系ごみに含まれる観光ごみについては数値化することは困難でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4 点目の後段、観光ごみの削減やごみ処理負担の公平性の確保について、現状や今後の対策についてですが、まずもって観光ごみは持ち帰りを基本とするところですが、電車で来町された方で持ち帰りのできないごみについて、奥多摩町観光協会のご協力の下、同協会でごみ袋を販売し、回収しているところであり、春の大型連休及び夏のお盆休み期間のみ試験的に奥多摩駅前午後7時まで回収を実施したところであります。

この春の大型連休当初は1袋 200 円を 500 円にしたところ、割高感からか販売に繋がらず、結果、駅周辺へのごみの放置に繋がったことから、連休後半以降は 200 円に戻したところであります。

今後の対策につきましては、今年の夏の状況や9月の2週にわたる3連休の状況等を踏まえて、観光協会をはじめ関係機関皆様とあらゆる可能性、選択肢も含めて協議をしてまいります。

いずれにいたしましても奥多摩町環境基本条例第4条第1項で、「町は、環境の保全等

に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定し、同条第2項では、「町は、前項に規定する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めるものとする。」と規定していることから、同条で規定する町の責を果たしてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問はありますか。

○2番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございました。今年の夏も暑かったですが、皆様のご努力、誠にありがとうございます。感謝いたします。

再質問として、長年、観光立町を標榜してきた奥多摩町として、根本的に規制も含めて検討しなければいけないという状況は、コロナに入ってから駐車場の閉鎖とか、来町の自粛など依頼も出したりして、本当に断腸の思いということで行っておりましたが、今回の検討もそれ以上に断腸の思いかと思いますが、まずは規制も実施するかどうかは別として含めて検討するという事で、承知いたしました。

ただ、私の提案としては、環境の保全という部分に奥多摩町は独自に力を入れたい、だから、観光客の皆様もそこに協力をしてください、そして、その協力がもしもできないのであれば、その場合は過料、罰則や罰金などを課しますという形で話を持っていくと、戦略的に罰則罰金の部分も理解を得られるのかなと思いました。

まずは環境という側面をしっかりとアピールして、環境のためには、ごみや自然の河原でバーベキュー、もしくは飲酒をすることはルール違反なのである、それは罰則や罰金に当たることなのであるということの理解を周知していただければと思います。

そのことを踏まえて、今回も④まで項目が分かれておりましたが、③のところで、JR管内での広告に関してのお話なんですけれども、青梅線や奥多摩駅での広報も重要なんですけれども、どうも見るところ、先程答弁にもありましたが、インバウンドというよりは国内在住の外国人の方が飲酒されている方という傾向があるということです、飲酒されているということは、電車の可能性もある。外国人で国内に居住しているとなると、この青梅奥多摩かいわいではない可能性がある。青梅線沿線ではない可能性がある。それと先程も言いましたが、環境に関して意識を持ってもらいたいというのが奥多摩町の希望であるということを奥多摩町としてアピールするとなると、青梅線沿線もさることながら、都内とかそういう人口の多いところとか、環境意識に対してそれなりに理解度を持っている方たちが多く住んでいるところで広報を行ったほうがより効果がある、もしくは報道などによる波及効果がより見込めるのではないかという気がするのです。

ですので、再質問としては、まずは青梅線や沿線の駅だけでなく、国や都などの補助が

もしもある場合であれば、観光ごみという視点だけでなく、環境の保全というところも含めて補助していただいて、都内全域、もしくは私の質問の本文にあるようにＪＲ東日本管内という形で、結構大々的にアピールできたと思うのですが、その辺いかがでしょうか。もしも補助があればそうにご検討ください。

もう一点伺いたいと思います。答弁としても、あらゆる選択肢を検討していきたいということです。とにかくアイデアが必要だと思うんですけども、第６期長期総合計画の策定に当たっては、町の若い職員の方たちからは、観光ごみステーションの設置といったアイデアも出ておりますので、とにかく町として何ができるのか。いろいろな世代、いろいろな立場の方から広くアイデア、アイデアですよ。アイデアの中から奥多摩町の将来像も見えてくるかもしれないと思います。ですので、アイデアを広く募る機会を持つことは今後ないでしょうかということを伺いたいです。

以上２点でお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） ２番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目でございますが、議員質問の３点目、広報・啓発活動について国や都とともにできないかに関連しての再質問でございますが、町長答弁のとおり、まずそういった補助制度については研究をさせていただきたいというところでございます。

議員からは、現状から広く都内全てであったり、ＪＲ東日本管内に周知をしてはというお話もございましたけれども、議員もご承知かと存じますが、今回、マナーアップの強化キャンペーンに当たりまして、やはり町のホームページや関係機関のＳＮＳだけでは、なかなかＰＲも難しいというところがあり、町としてプレスリリースをして期間中に報道機関に取材に来ていただいた状況もございます。

その前段としては、７月でしたか、観光協会さんのほうで民放のテレビの取材を受けられたという状況もありましたので、それも踏まえてマナーアップの強化キャンペーン、８月１０日から１８日までの間行って、当初は１７、１８の土曜日、日曜日集中的にということだったんですが、台風の影響を受けまして、１８日日曜日は、ＭＸテレビさんのテレビ取材を受け、前半の３連休の１２日の月曜日、祝日の振替休日の日だと思っておりますが、テレビ朝日さんの取材を受け、その後、テレビ放映をされた状況がございます。

民放は、特にコロナ禍のときもそうでしたが、かなりあおる内容で編集されますので、その反響に対して所管としては正直苦慮する部分もございます。テレ朝さんについては、ほかの番組でもというお話もあったんですが、そこはお断りをした状況がございます。た

だ、MXテレビさんについては丁寧に取材していただいている状況もありますので、YouTubeで配信もされておりますけれども、今後、状況を紹介する際にはMXさんのYouTubeを紹介したいなというふうに考えているところであります。

そういったところと、実際、電車に乗られて飲酒をされる方に対してピンポイントでという形で考えるならば、都内全域、もしくはJR東日本全域ではなくて、やはり青梅線奥多摩駅で降りられるわけですから、青梅駅から奥多摩駅間で集中的にPRすることが大事ではないかなと。ただ、そこはJR東日本八王子支社さんのご協力をいただかなければなりませんし、今回駅前の回収ということで奥多摩駅以外に鳩ノ巣駅前も試験的に行いました。沿川まるごとさんの駅舎のところに事務所がありますので、そこでのゴミ袋の販売と回収はシルバー人材センターの方をお願いをし、JRさんについても改めて、町内でのゴミの回収、観光ゴミに対する対応について沿線まるごとさん通じて、JR八王子支社の社員の方にも実情を見ていただき、ご協力もいただいたところでありますので、そういった観点からも、効果的なところは青梅線の中、もしくは設置が可能であれば、デジタルサイネージを駅構内でというような形が取れないかなというふうに所管課としては考えるところでございます。

続いて2点目、6期長計に向けてという中で、現時点、観光ゴミステーションの設置ということで、私も所管課として承知はしているところでございますが、具体的な設置については、もちろん予算もかかる部分もございますし、議員からお話もあるように、あらゆる選択肢も含めながら、所管課としても引き続き、6期長計も含めて検討するのはもちろんですが、広く募集の機会というところの中では、今後、長計のステージの中でもパブリック・コメントの期間等もあるかと存じますので、そういった意見についても所管課としても注視して、来年の観光ゴミ対策についてそういった意見も踏まえて検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。なければ終わりにしますけど。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再質問としてはございません。意見としては今後、警察との連携など、関係機関との連携は本当に必須になってきますので、これからJRさん、警察、いろいろとあると思います。何とぞよろしくお願いいたします。

以上になります。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、2番、伊藤議員の質問は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 20 分から再開します。

午後 3 時 10 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5 番 大澤由香里議員から 3 問の通告を受けておりますので、まず 1 問目の質問を許可します。大澤議員。

〔5 番 大澤由香里君 登壇〕

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

では、1 問目、体育館の空調設置について伺います。

学校体育館は、授業や部活動や行事、更には地域活動の拠点としての機能や災害時の避難所としての役割を担っています。昨夏は、平均気温が 1898 年の統計開始以来最高を記録する猛暑となりましたが、今夏は、今年の記録を更に上回る酷暑となっています。まさに災害級の暑さです。

今、学校体育館への空調設置が児童・生徒の熱中症対策や避難所の環境改善の観点から急務となっています。

文科省の調査によると、2022 年 9 月 1 日時点、全国の公立小・中学校の体育館の空調設置状況は僅か 11.9%ですが、都道府県別に見ると、東京都は 82.1%です。東京都の体育館への空調設置率が突出しているのは、東京は 2018 年時点で既に普通教室への設置がほぼ完了しており、9.2%だった都内の体育館への設置に力を入れ、独自補助をしてきたからです。

2019 年度予算から通常設置の補助とは別にリース設置の補助制度を創設し、自治体のリース料の 2 分の 1 を一括補助しました。以前、これをチャンスとして町に体育館の空調設置を働きかけましたが、取上げてはいただけませんでした。

2023 年 4 月 19 日、文科省は公立学校施設の空調（冷房）設備の今後についてを公表し、自治体に対し、避難所の役割も担う体育館の空調設置及び断熱性確保を進めるよう要請するとともに、エアコン設置に要する経費への補助に係る補助率を引き上げ、自治体での検討を進めるよう促しています。

学校体育館の空調設備に活用できる国の財政措置として、緊急防災・減災事業債と学校施設環境改善交付金があります。緊急防災・減災事業債は地方債の充当率 100%、後年度における交付税措置率 70%なので、初年度に現金を用意することなく着手でき、実質的な

地方負担も 30%に抑えられる地方債の中でも有利な制度です。実際にこの制度を利用して学校体育館に空調を設置している自治体は年々増えています。

学校施設環境改善交付金は、学校施設への空調の設置経費の一部を国庫補助する制度です。通常は補助率3分の1ですが、体育館については特別措置として2023年度から2分の1に引き上げています。体育館については断熱性が必要とされており、断熱性確保のための工事費用も補助対象となっています。

この学校施設環境改善交付金2分の1補助の残りの地方負担分に、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債や過疎対策事業債を充てることで地方負担を更に抑えることができます。

異常気象による災害級の暑さ、土砂災害、地震等の発生リスクは高まり、国からの繰り返しの事務連絡等からも緊急度が高まっています。町においては、このような国の支援を活用し、子どもたちの教育環境改善、災害時の熱中症リスク低減を考え、学校体育館の空調設備設置に踏み出すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 教育長

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 5番 大澤由香里議員の一般質問の1問目、学校体育館の空調設備についてお答えいたします。

大澤議員からは、平成30年第3回町議会定例会におきましても防災のまちづくりの観点から、学校の体育館へのクーラー設置についてご質問をいただいているところでございます。

今年の夏も記録的な高温となり、気象庁では統計を開始した1898年以降の7月としては、昨年の記録を更に上回り、最も高くなったとのことであり、気象データにおいては、町内の観測地点である小河内における7月の最高気温の平均は昨年の31.0℃に対して今年は30.1℃、近隣の青梅市では昨年の33.8℃に対して今年は33.4℃と最高気温の平均は若干低くなったものの、依然として高温の状況にあります。

このような中、小・中学校での授業、部活動や行事での体育館使用につきましては、体育の授業では小・中学校3校とも6月後半から夏休み前まで、古里小学校プールでの水泳指導となります。その後、夏休みとなりますので、体育館を使用する頻度は高くない状況です。また、学校行事は児童・生徒数が少ないことから、暑さ指数が高い日は、校舎の多目的室やグリーンルームといった空調設備がある特別教室を使用するほか、ICT機器を活用して映像を各教室にオンライン配信するなど対応しております。

なお、体育館を使用する場合には、暑さ指数の把握、窓開け、大型送風機等の使用、こ

まめな水分補給など、熱中症対策に努めております。

中学校の夏休み期間中の部活動につきましては、比較的涼しい午前中に行うなど対策を行い、工夫して体育館を使用しております。

学校の体育館につきましては、古里小学校、氷川小学校は昭和 51 年築の鉄骨造、奥多摩中学校は平成 3 年築の鉄筋コンクリート造で躯体に屋根・外壁・床を施しつくられており、断熱性能が確保されておられません。

文部科学省からは、体育館空調措置に伴う断熱確保工事について、断熱性が確保されていない体育館への空調を設置した場合、過大な空調機が必要となり、光熱水費も過大になるなど、効率的、効果的な整備が望めず、断熱性のない体育館には空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する必要があるとされております。その中の施行例では、昭和 42 年築、鉄骨造、延べ床面積 510 m²の体育館に屋根、壁に断熱工事、窓を複層ガラスに改修、空調設置工事を施工した場合、1 億円強の費用を要すると算出されております。

学校環境施設環境改善交付金は、屋内運動場、いわゆる体育館に空調を新設する場合は令和 7 年度まで 2 分の 1 の補助ですが、対象工事費の上限が 7,000 万円までとなっており、国からの交付金は 3,500 万円が上限となります。残りに事業債等を充てましても相当の一般財源が必要となるため、現状、空調設備設置につきましては難しい状況であります。

なお、議員からは、災害時の熱中症リスク低減を考えるようご提言をいただきましたが、町といたしましては、只今申し上げました教育施設としての使用状況や必要な費用を鑑み、酷暑や厳冬期には避難所としての体育館活用を可能な限り避け、現にエアコンのある施設、教室等を活用していくことが現実的ではないかと考えております。

このことにつきましては、令和 4 年度に東京都が発表いたしました首都直下地震等による被害想定報告書における避難者数や令和元年台風 19 号における避難者数を勘案する中で対応方法の一つとして考えているところでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5 番（大澤由香里君） なかなか難しいというご答弁でした。難しいという答弁でしたが、今後更に暑くなることが考えられますし、部活動、それから社会教育のスポーツでも使っておりますので、私も剣道をやっておりますけれども、夜借りているんですけども、明らかに暑くなっております。いつもは入って、下の戸を開ければ結構涼しい空気が入ってきて、剣道をやってもそんなにつらくないんですけど、ここ 1 年 2 年は、開けてももわっとする空気で、本当にちょっとやるともう汗がだあっと出てくる感じで、余り長く

はできないという感じなので、そういう環境を考えましても、今後、空調設備をぜひ設置していただきたいと思います。

都の補助メニューは 2023 年度までの時限メニューでしたが、昨年度の予算要求で今年度まで延長されています。来年度以降については現在検討中とのことですが、今年は昨年を上回る暑さだったので、更に延長されるのではないかと思います。ぜひこの機会に検討を進めていただきたいと思いますので、近隣市町村の状況をご紹介したいと思います。

あきる野市は、東京都の補助メニューができたときにいち早く取り組み、既に全小・中学校に設置済みです。電気は容量の問題もあって、ガス式で断熱工事はしていないそうです。スポット式ですが、あるとないとでは生死を分けるほど環境が違うそうです。

青梅は 2022 年度に決断し、2022 年度に中学校、2023 年度に小学校に設置しています。中学校は、電気式で工事期間が短く、年度途中の補正で決めたものの、年度内に設置が完了したそうです。小学校は、防災設備として停電時にも使えるようにと、ふだんは都市ガス、災害時はプロパンに切替えられる装置があるガス式を検討したそうですが、都市ガスが通っていない地域があり、また、切替え装置が結構高かったこともあって、結局、電気式を設置したそうです。停電時にも使えるようにと、全校ではありませんが、地域に 1 か所ずつプロパンガス発電機を設置したそうです。スポット式で涼しい風がどーんと出てくるので、断熱していなくてもかなり涼しく、また暖房にもなるので、卒業式が暖かくなって、校長先生にもとても喜ばれているそうです。

先程述べましたように、補助制度は国と都の制度がありますが、国の制度は、リースは不可で、断熱工事が必須のため、東京都の自治体は、ほとんどが都の制度を利用しているようです。

青梅市もリース方式にしたため、初期投資は低く抑えられ、5 年リースで期間終了後は無償譲渡してもらえる契約とのことです。

福生市は、全校設置済みで、羽村市も中学校 3 校全てに設置済み、今年冬にかけて小学校 7 校全てにも設置する計画だとのことです。檜原村も既に設置済みです。

奥多摩の場合は、電気式しか選択できないと思いますが、ネックは電気代だと思います。調べますと、どの自治体でもそれなりのランニングコストがかかっているようです。しかし、電気代がかかっても、これだけエアコン設置が広がっているのは、地球沸騰化と言われる時代になり、エアコンがぜいたく品ではなく、必要不可欠なものとなっているからだと思います。

学校開放などで体育館を使用する場合の使用料は自治体によってまちまちのようで、青

梅はエアコン自体の使用料は取っていないそうです。しかし、観光立町である奥多摩町では、町外の方に貸し出す場合、必要経費としてエアコンの電気代を徴収してもいいのではないかと思います。

そういったことも含め、ぜひ具体的に検討を前に進めていただけないでしょうか。見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 5 番、大澤由香里議員のご質問にお答えします。

体育館の空調設備につきまして具体的に進めていただけないかというご質問です。教育委員会のほうとしましては、只今の学校のほうは校舎のほうも老朽化が進んでいまして、今、小学校のほうは昭和 40 年代の築ということで 40 年以上経過している状況です。中学校も平成の築で 30 年を経過しているところです。

今、学校のほうも毎日子どもたちが使う校舎のほうも改修等行いたいという教育委員会の意向があります。今年度も改修計画を立てたんですけども、なかなか町全体としてのいろいろな工事がありまして、今年は令和 6 年度の予算では古里小学校の校舎の天井、壁、床、また照明の LED 化、その辺りの予算要求をしたんですけど、なかなか全体の予算がありまして、その辺りも見直された状況です。

教育委員会としましては、毎日子どもたちが使用します校舎のほうの改修を先に進めていきたいと考えております。もちろん体育館のほうも重々あるんですけども、優先順位としては、教育委員会としましては、子どもたちが使う校舎のほうを先に進めていきたいと思っています。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5 番（大澤由香里君） 再質問ではなく要望を申し上げさせていただきます。

いろいろ財政の厳しい奥多摩町ということで、校舎の老朽化もあり、優先順位がそちらからということでしたが、検討・研究は進めていってれば、他市町村で結構広がっていますので、安くできる、いろんな方策も見えてくるかと思いますので、ぜひお願いします。庁舎建設もあって多額の費用がかかるので、なかなか厳しいかとは思いますが、いつ発生するか分からない災害・地震などもありますので、具体的な研究・検討をぜひ進めていただきたいと思います。

あと国の緊急防災事業債の事業期間が、先程も説明ありました 2025 年度で終了することなので、ぜひ期間の延長とランニングコストに対する財政支援についても国のほうへぜひ要望していただきたいと思います。要望です。

○議長（小峰 陽一君） これで再質問なしでよろしいですか。

○5番（大澤由香里君） はい。

○議長（小峰 陽一君） では次に、2問目の質問を許可します。

○5番（大澤由香里君） では、2つ目の質問をさせていただきます。町有地の管理について伺います。

町民から、公営・町営住宅及び町有地などに草が茂り、見るに見かねて町に要望するとやってくれるが、言わないとやらない。余りにも場当たりのではないか。特に住宅は居住者を呼び込むためにも計画的な環境整備を行い、景観をよくしておくことが重要ではないかという声が寄せられています。

そこで、今回は特に住宅について伺います。町が所有する住宅について、その敷地内の草取りや清掃についてどのように管理されていますでしょうか。また、年間の管理計画がありましたらお示してください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の町有地の管理についてお答えをいたします。

議員からは、町有地の管理、特に住宅敷地の草取りや清掃についてのご質問をいただきました。

町では公営住宅法に基づく公営住宅として、栃久保住宅と日向住宅の2団地で延べ44戸、また、このほかに一般町営住宅として栃久保第1、第2住宅などで26戸、町営若者住宅が67戸、これらを合計しますと137戸の各種住宅を管理しております。

公営住宅及び一般町営住宅は、環境整備課で、町営若者住宅及び定住対策用地は、若者定住推進課で、その他の町有地は企画財政課でそれぞれ所管しております。

公営住宅及び一般町営住宅につきましては、年間の管理計画は特に定めてはおりませんが、毎年、土木費のうち、町営・公営住宅管理費におきまして委託料を予算化し、草木の繁茂状況を確認の上、シルバー人材センターに草刈り業務を委託し対応を図っております。

また、職員による各住宅の状況確認、或いは居住者からの要望や情報提供に基づき、必要に応じて担当職員がその都度、直営作業で対応させていただいているところであります。

町営若者住宅につきましても年間の管理計画はございませんが、共益費をいただいている住宅につきましては、ベンチ設置箇所や植栽周辺などの共用部分で草刈りが必要な箇所につきましてはリスト化し、毎年草刈り業務をシルバー人材センターへ委託しております。

また、子育て応援住宅など戸建て住宅で共益費をいただいていない住宅につきましては、

敷地内の草刈りなど管理・清掃等は居住者に対応をお願いをしております。

ただし、敷地外からの倒木などの対応は、状況に応じて担当課で対応させていただいております。

いずれにいたしましても、草木の繁茂状況につきましては毎年気象状況により変化がございますので、それぞれの担当課に対し詳細な状況確認を行い、効果的な業務委託及び適正な管理を行うよう私から指示をいたしました。

議員が申されます居住者を呼び込むための計画的な環境整備による景観の保全についての重要性につきましては、私も深く認識しているところでありますが、合わせて各住宅をご使用の皆様におかれましても庭先や玄関先の草取りや清掃等にご協力を賜ることで、今後も町の公営・町営住宅及び町営若者住宅にお住まいの方が安心して快適に過ごせるよう適切に対応を図ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。

○5番（大澤由香里君） 計画はなしということで、その都度天候等に応じてということでしたが、草が繁茂していると住宅の方にとのお話もあったんですが、以前は居住者が進んで周辺の草刈りなど行えていたけれども、今は高齢化でとてもできなくなっているというお宅があります。住宅の自治組織も活発に活動しているとは言い難い状況のところもありまして、草が生い茂るようになって、見かねた高齢の方が暑い中、草取りをしている姿を高齢の方が心配しているというような状況が生まれています。居住者の命と快適な暮らしを保障するためにも設置者である町が配慮すべきだと思います。

年間の管理計画、細かく何月何日でなくてもいいと思うんですが、何月から何月の間に何回とかいう形の計画があつて、居住者にきちんとそれが周知されていれば、見かねた高齢者が暑い中、危険を冒して草取りをするというようなことはなくなると思います。ぜひ年間計画を作成していただいて、居住者に回覧等で周知していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、シルバー人材センターに委託してやっていただくということですが、シルバーの方もかなり高齢の方です。高齢者には危険な場所をさせられないということで、職員の方も出て行って行っているということを聞きました。広範な奥多摩町全域を環境整備課の職員さんがやるというのも負担が大き過ぎると思いますので、シルバーさんにも頼めないような危険な場所の除草については、専門の業者さんに委託してはいいかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 5 番、大澤議員の質問にお答えをさせていただきたい
と思います。

町長の答弁にありましたとおり、年間の管理計画というものは特段定めておりませんが、
毎年欠かさず委託費、これについては予算計上させていただいて、確実に予算を確保させ
ていただいているというところがございますので、ある意味、年間の計画は継続されてい
るものというふうに考えられるかなというふうに考えております。

実際の実施時期なんですが、7 月、8 月、9 月の 3 か月間を対象として状況を確認しな
がら、シルバーさんをお願いしたり、シルバーさんの対応が難しい場合は職員の直営であ
ったりということで対応させていただいているというところですよ。

今、申しました 7 月、8 月、9 月にやりますよということを皆さんのほうに伝えたほう
がいいかなということは今ご提言いただきましたので、その辺は対応させていただきたい
と思いますが、いずれにしても毎年毎年、季節の状況によって繁茂状況も変わってきます
ので、基本的には細かく町の職員が状況確認はしているんですけども、住宅の管理を担
当している職員が 2 名ということで、この 2 名の職員は、町道 337 路線、林道 24 路線等々
の道路管理も担当しているということがございまして、場合によっては目が行き届かない
というような場合もあるのかもしれないんですが、その場合は環境整備課のほうにご連絡
いただければ、迅速な対応を取るようにしたいというふうに思っておりますので、もし住
民の皆さんが先程言われたような光景を見かけられたら、環境整備課のほうにすぐ電話し
たほうがいいのかということでお話いただければ助かりますので、その辺のご協力もよろし
くお願いしたいなというふうに思います。皆さんには情報の周知は図っていきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 周知はしていただけるということで、安心すると思いますので、
よろしくお願いします。

あと、職員さんが 2 名しかいないところを大変かなとすごい思いましたので、委託はで
きないんでしょうか。専門の業者さん、町内、町外の方でもいいと思うんですが、シルバ
ーでない方のほうでできないかどうかというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 再々質問にお答えさせていただきます。

できないということはないというふうに考えます。ただ、これまでの経緯として、シル
バーさんのほうもお仕事としてぜひやらせていただきたいというような要望も受けていた

ものですから、このような形になっているというところもありますが、シルバーさんのほうも高齢化している、また、作業員のスタッフの数も減ってきているというような状況もあるそうですので、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） これで再質問を終了します。

次に、3問目の質問を許可します。

○5番（大澤由香里君） では、3問目の質問をさせていただきます。町制70周年記念行事について。

令和5年第4回奥多摩町議会定例会において高橋議員から、2年後に町制70周年を迎えるに当たり、これからの奥多摩町の将来について考える機会になればと、例えば子どもたちに20年後、30年後の町に望むことなどについて作文を書くとか、発表会を行うなど、また、住民の方から町を元気にする企画、アイデアを募集するとか、それから70年前を知っている方に当時の町の様子について語る場を設けるなどを記念行事の一つに加えてはいかがかと提案しつつ、町制施行70周年に対して町長の思いや考えを問う質問がありました。

町長からは、現在進行形の2大事業である庁舎建設と長期総合計画を通じて住民皆様に奥多摩町を考える機会にさせていただくとともに、議員からいただいたご提案を大いに参考にさせていただきながら、次世代に繋がる町制施行70周年にしていきたいと思いますという答弁でした。

来年いよいよ70周年を迎えます。私のところにも町民の方から、記念行事は企画されているのかという質問をいただくようになりました。現在企画されているものがありましたらお知らせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3問目の町制施行70周年記念行事についてお答えいたします。

令和5年第4回町議会定例会におきまして高橋邦男議員からの一般質問、町制施行70周年に向けての答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと存じます。

議員からもご説明がございましたとおり、令和7年度は町制施行70周年を迎える記念すべき節目の年となります。

平成27年度の町政施行60周年の際には、町公式イメージキャラクター「わさぴー」の誕生や60キロウォークをはじめとする記念事業の実施並びに既存事業を冠事業化するなど、町全体で60周年を祝うべく様々な取組を実施いたしました。

ご質問の記念事業について現在企画されているものがありましたらお知らせくださいに

についてですが、令和５年第４回奥多摩町議会定例会の一般質問において高橋邦男議員からも記念事業への様々なご提案をいただき、私からは、次世代に繋がる町制施行 70 周年にしてみたいたいとご答弁いたしました。

記念事業につきましては現時点ではまだお知らせできる企画の検討まで至っておりませんが、60 周年のときと同様、年間を通じて既存事業を冠事業化として実施を予定するほか、私の思いとしては町の一大イベントであり、住民皆様や観光客等で大いににぎわうふれあいまつりにおいて住民や子どもたちが関わりの持てる取組を行いたいと考えています。

町制施行 70 周年の記念事業の内容については今後、住民皆様や関係機関等のご意見等も参考にさせていただきながら、担当課である企画財政課を中心に検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。

○５番（大澤由香里君） 只今町長からもお話ありましたように、60 周年のときには 60 キロウォークを開催しました。参加された方から「楽しかったのでまたやってほしい」という声が届いています。

また、町内外の皆さんから募るなどして 70 年前と現在の奥多摩町の変遷が見られるような写真展等をやってはどうかという声も届いています。

奥多摩で生まれ育った方にとっては、70 周年というのは非常に感慨深い特別な思いがあるのだと感じています。

そういったご意見を町に届けたくても、どこに言えばいいのか分からないと言われました。確かにそういった窓口は見当たりません。高橋議員も提案していましたが、70 周年に特化したご意見やアイデアを募る窓口を設けてはいかがでしょうか。

また、ぜひ提案したいことがあります。SDGs の取組にもなり、次世代に繋がる記念行事として、先程の伊藤議員の質問にもありましたが、昨今、奥多摩町の大問題となっている観光ごみ問題の対策にもなるスポGOMI 大会を 70 周年記念として開催してはいかがでしょうか。

インターネットから引用して紹介したいと思います。スポGOMI 大会とは、チームで力を合わせて制限時間内に定められたエリア内でごみを拾い、その質と量をポイントで競い合うという地球に最も優しいスポーツです。子どもからお年寄りまで誰でも気軽に参加できて、開会式などのスペースさえあれば、町や自然のフィールドなどどこでも開催が可能です。

アイデアを考案し、競技としてのルールを策定した一般社団法人スポーツイニシアチブ

が運営を務めます。2008 年に最初の大会を開催して以来、大会の開催数や参加人数は年々増加し、今では1年間で約 150 回の大会を開催しています。活動開始からの累計参加人数は延べ 10 万人以上になり、また、日本国内だけでなく、ロシア、韓国、ミャンマー、ベトナム、ハワイ、パナマなどからの要請でスポGOMI大会を開催するなど、「ごみ拾いはスポーツだ」の理念は国境を越えて広がっています。

大会を主催するのは地方自治体や企業が中心ということで、近隣では福生の七夕まつりでも開催されています。

ホームページのメッセージを紹介します。2008 年 5 月、第 1 回スポGOMI大会開催。すると、社会貢献活動に余り意識を持っていなかった人が集まってくれました。ごみ拾いをやったことがない人が大勢参加してくれました。参加の理由は、スポーツだから、チーム制で、制限時間を設け、ごみにポイントをつける。それだけで参加者はいつの間にか夢中になってごみを探しはじめます。ごみを発見するとうれしい。でも、本当はごみなんてないほうがいい。ごみへの価値観が揺らぐ瞬間、参加者の頭の中で錯覚が生まれます。錯覚はもやとした違和感とともに、参加者の心に今まで余り気づかなかった町のごみの存在を強くイメージづけ、その後の環境意識に大きな変化をもたらせます。スポーツ振興と環境保全は、市民の健康や生活環境を守る上でとても大切なテーマです。

スポGOMIは、スポーツの力でまちをきれいにするだけではなく、関係者や参加者が大会を通して触れ合うことにより、地域力、市民力を養えるイベントに成長してきました。

「ごみ拾いはスポーツだ」、私たちはこの世の中からこのスポーツ自体がなくなることを目指して活動が続けていきます。

以上です。

運営はスポーツイニシアチブさんが務めるので、町独自で行った 60 キロウォークより取り組みやすいのではないかと思います。何より町内外に向けて 70 周年を盛り上げつつ、今の奥多摩町の課題解決の強いメッセージとなる絶好のチャンスだと思います。

以上、ご意見を募る窓口設置とスポGOMI大会の開催についてご見解をお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 5 番、大澤議員からの再質問にお答えいたします。

まず 1 点目です。住民皆様から記念事業のご提案をというところで窓口が分からないというようなお話でございます。先程町長の答弁からでもございましたが、今、現時点で、この場でお知らせできる企画というのはまだ、検討はできていないところでございますけれども、当然、住民皆様のお声も、今、長計だとか、庁舎建設でも貴重なご意見をいただ

いているところでございますので、そういった機会は設けていきたいなと思っています。

町制施行 70 周年記念の担当といたしますと、企画財政課のほうで務めさせていただきますので、どのような形で住民の皆様の意見をお伺いするかというのはまだこれからちょっと検討させていただければと思いますけれども、窓口といたしましては企画財政課ということで、その段階ではしっかりと窓口のほうはご案内をさせていただきたいと思っております。

2 点目の議員ご提案ということで、スポGOMI 大会、こちらのいろいろ感想等も含めてご提案をいただきました。私もスポGOMI 大会というところで、ホームページ等でさせていただいて、かなり全国的な開催をされていますし、ソーシャルスポーツイニシアチブさんもしっかりした組織というところは拝見いたしました。

議員からございましたとおり、町の今課題といたしましては観光ごみ問題というところも当然ございますので、このご提案を今後の 70 周年記念の参考とさせていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、これで質問を終了でよろしいでしょうか。どうぞ。

○5 番（大澤由香里君） ご検討いただけるということでよろしくお願いいたします。

ご意見を募る方法なんですけれども、町のあちこちに 70 周年記念に向けてみたいなご意見箱でもいいですし、ホームページ等でもいいんですけども、町民に目に見えるようにすると町民の意識も高まるのではないかと思いますので、ぜひご検討よろしくお願いいたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） ありがとうございます。以前、私、少年野球に従事していたときに青梅市が主体でやったんですけど、奥多摩町も氷川少年野球クラブと古里の少年野球クラブ、5 月になると、いわゆる清掃大会をやるんですね。日向和田の駅から青梅まで、そのとき子どもたちが袋を持って、それぞれ分別しながら拾うんですけども、道路でいいよと言っているんだけど、もう脇道入って一生懸命探しまくるわけね。今の議員の提案を聞いて、それをすごく思い出したんですけども、要は、その後どうやってそういう啓発をまた発展させるか、身につけさせるか、観光客の方にアピールしていくか、その辺りがやはり課題かと思っておりますので、そういうことも含めてちょっと考えていかなきゃいけないかなと思っています。

それともう一つ、今、庁舎の入り口にある石碑のところに 2035 年に中のタイムカプセルを開けるという形になっています。あと 10 年もすれば 2035 年ですから、新しい庁舎にな

って移っても、そのところを当時の人たちの思いが詰まっていると思うんですね。当該年度に実施しなくても、記念行事として、例えば新庁舎に何らかのイメージを残す。それから、先程写真展とおっしゃったけど、そういうものも町民広場に変遷を掲載するとか、いろんな手だてがあると思うので、それをしっかり考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、大澤由香里議員の一般質問を終わります。

以上で、日程第2 一般質問は、全て終了しました。

次に、日程第3 6陳情第1号 マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る9月4日に総務文教常任委員会に審査が付託され、4日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。

審査の経過及び結果について総務文教常任委員長、原島幸次議員よりご報告をお願いします。原島議員。

〔10番 原島 幸次君 登壇〕

○10番（原島 幸次君） 10番、原島でございます。

それでは、総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、9月4日に開会の第3回定例会第2日に審査が付託されました6陳情第1号 マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう国への意見書提出を求める陳情書について、9月4日に委員全員と関係課長である住民課長の出席の下、審査を行いました。

6陳情第1号についてまず住民課長から説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに住民課長より、マイナンバーカードと健康保険証一体化についての概要について、社会保障審議会医療保険部会において議論されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の最終取りまとめのマイナ保険証関連の主な事項について説明がありました。

住民課長からは、大きく分けて3点の説明がございました。

1点目は、マイナ保険証を保有しない方への対応等で、資格確認書の活用として、当分の間、マイナ保険証を保有しない全ての方に申請によらず交付する。また、マイナ保険証を有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者等について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付する。

次に、発行済みの保険証の経過措置として、最大1年間有効であり、国保等の保険者で、今後発行する保険証の有効期間の設定等において適切に対応するとされております。また、ご自身で選べる仕組みとして、マイナ保険証の利用登録解除を任意にできるよう、マイナポータルのシステム改修を行うこととなっていると説明がありました。

2点目は、登録データの正確性の確保の説明で、新規データ取得時として資格取得届へのマイナンバーの記載義務を明確化し、やむを得ず地方公共団体システム機構の照会でマイナンバーを取得する際には、漢字、仮名氏名、生年月日、性別、住所により照会するということが示されている。

また、登録済みデータの総点検として、全保険者で事務処理方法を点検し、本来とは異なる方法で取得したデータが誤っていないかを点検、登録済みデータ全体を対象に、地方公共団体システム機構に照会を行い、誤登録の疑いがあるものには本人に送付する等により確認する。これまでに被用者保険者において総点検が実施されたと説明がありました。

3点目は、その他の事項で、医療機関のトラブルへの対応として、適切な自己負担割合で受診できるよう取扱いを明確化する。データ登録状況を通知する仕組みの構築をする。カードリーダーの読み取り時のトラブルなどの改善が示されている。

次に、保険者番号等のお知らせとして、保険証の廃止に伴い、氏名、被保険者番号等を記載した資格通知を送付することとなっている。高齢者施設等での取扱いの整理として、施設等でのカードの管理についてマニュアルを作成することとなっている。

最後に、令和6年12月2日で保険証が廃止されるということで、住民皆様の一番の心配なところは、医療機関を利用する際に何か不具合が生じてしまうのではないかという懸念、12月2日に保険証が廃止ということで、12月2日から新規の保険証の交付はされなくなりますが、今持っている保険証は最大1年間、被用者保険などの有効期限のない保険証は、来年令和7年の12月1日まで、これまでどおり使用できる。12月2日以降、新たに被保険者となった方には保険証を交付されることがなくなるが、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が交付され、既にマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを交付する。この資格確認書は、現在の保険証のように医療機関で提示すれば受診等できるものであり、形状も現在の保険証と同様のものです。一方、資格情報のお知らせは、A4判の用紙で交付され、このお知らせのみでは受診等することはできません。しかし、このA4判のお知らせの中に切り取りができる保険証と同じサイズの資格情報のお知らせも記載されており、持ち運びがしやすいような工夫もなされており、また、マイナ保険証の対応ができていない医療機関や機械が故障している場合などはマイナ保険証と資格情報のお知

らせ、またはマイナポータブルの「わたしの情報」という資格情報を提示すれば受診等できる仕組みとなっている。特に運用上問題はないと説明を受けました。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、日の出町、檜原村ともに本陳情を受理し、檜原村は本日9月6日に総務委員会で、日の出町は9月9日、厚生文教委員会でそれぞれ審議される予定である。瑞穂町は、類似の陳情を不採択としていることから、委員会へ付託せず、議員参考配布になると説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、不採択の意見として、マイナンバーカードは、住民の利便性を目的に導入され、法律で定められているものである。導入当時はトラブルもあると報道されたが、当町でのトラブルはないとの説明を受け、過去に報道されたトラブルも1億2,000万人の国民のうち若干名である。また、保険証廃止後も資格確認書が発行されることから、問題はないと思われるので、不採択。

期限後も資格確認書で対応できること、マイナンバーカードと健康保険証の一本化については、マイナンバー法で規定されており、住民にとってメリットもあることなどを考えると、不採択。

採択の意見として、実際にマイナ保険証を使用しているが、メリットはある。事務的に効率化できる部分もある。ただし、2024年に廃止ということに関しては、少し強引ではないかと思う。そう考えると、マイナ保険証と紙保険証のハイブリッドは当面は必要であると考え、2024年に廃止するには、まだ早いと考えるので、採択。

奥多摩町のトラブルはないのか、マイナ保険証を使用できる方はよいが、障害のある方や高齢者の方などは難しい部分もある。そのような支援も今後重要である。また、資格確認書で紙を出すのであれば、今までのように保険証を出せば問題ないので、採択。など様々な意見が出されました。

採択2名、不採択2名の同数となりましたので、委員長採決となりました。委員長としては、住民課長、議会事務局長の説明、また、各委員の意見を勘案した結果、不採択とすることに決定しました。

以上の結果、当委員会としては、6陳情第1号については、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

6陳情第1号の総務文教常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いをしたい

と思います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

次に、6 陳情第 1 号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、6 陳情第 1 号について反対の議員の討論をお願いします。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

6 陳情第 1 号 マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を図るよう国への意見書提出を求める陳情の委員会決定不採択に反対し、陳情に賛成する立場から討論を行います。

本陳情は、国に対し、2024 年 12 月以降も現行の健康保険証の交付を継続し、マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を求める意見書を提出するよう議会に求めるものです。

陳情に賛成する第 1 の理由は、マイナ保険証の利用率は著しく低く、国民に浸透しているとは言えないからです。奥多摩町の国民健康保険におけるマイナ保険証の保有率は 56.86%で、利用率は 11.00%、後期高齢者でも保有率が 51.43%で、利用率は 7.54%です。全国平均の保有率 58.77%、利用率 10.99%とほぼ同程度です。

マイナ保険証の利用率が低い理由は、現行の紙の保険証で何も不都合がなく事足りているからです。医療機関の受付にて初診時と最新の月はじめに提示すればよい現行保険証に比べて、マイナ保険証は受診時に毎回カードリーダーで資格確認をしなくてはならず、しかも 5 年に 1 回の更新が必要であり、現行保険証よりもマイナ保険証のほうが煩雑です。

利用率が低いもう一つの理由は、国民の不安が払拭されていないからです。重要な個人情報是一本化するシステムでありながら、保険証の情報をひもづけするときや、そもそもマイナンバーカードそのものの情報ひもづけのときにも他人の情報が誤って登録されるなど、多くの誤情報がひもづけされてしまいました。国民、町民の信頼が十分に得られていないままでのマイナ保険証の一本化は行うべきではありません。町民の個人情報、プライバシー権を守るためにも重要です。

陳情に賛成する第 2 の理由は、医療を受ける権利が侵害されるおそれがあるからです。全国保険医団体連合会が実施した調査によると、全国の 6 割の医療機関がマイナ保険証やオンライン資格確認システムでトラブルがあったとし、9 割を超す医療機関が現在の保険証は残すべき、延期すべきと主張しています。

保険資格確認ができず、患者に 10 割の医療費を請求した事例も明らかになっています。その結果、医療を諦めさせている実態も報道されています。

2024 年 6 月には、週刊新潮で報道されましたが、マイナ保険証でエラーが出たため、翌

日に診察を持ち越したところ、深夜に病状が急変してお亡くなりになったというケースが実際に起こっています。あってはならないことです。

また、今年 12 月 2 日に廃止になる健康保険証は、1 年の猶予期間を経て、2025 年 12 月 2 日以降は使えなくなります。新たにマイナ保険証を申請する人が急増すると予想されます。同時に、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は 5 年ですが、一気に普及した 2020 年にマイナンバーカードを作成した人は、2025 年に更新時期が来ます。つまり、2025 年は更新しなければならない人や新たな申請者が大量に発生することが予想されます。更新を忘れたり、申請を忘れたりする人も発生するでしょう。医療現場が大混乱になることは想像に難くありません。この混乱で受けられるべき医療が受けられず、手後れになるようなことがあってはなりません。

また、厚労省は今年 5 月から 7 月を集中取組期間と位置づけてマイナ保険証の利用人数を増やした医療機関に支援金を 40 万円に倍増し、診療所や薬局にも 20 万円に倍増する方針を出しました。これまでも大手薬局で、マイナ保険証でないと薬は出せないと言われた事例が起き、現行の健康保険証の患者が診療順を後回しにされる事態も起きています。12 月からはマイナ保険証でなければ使えないという誤解も広がっています。

現在でもマイナ保険証と紙の保険証では、初診料で 3 割負担の方で 6 円の差が設けられ、医療を受ける権利に不平等が生じています。国がやるべきことは、国民を分断し、差別を広げるのではなく、いつでもどこでも誰でも平等に医療が受けられるようにすることです。

第 3 の理由は、現行の保険証を廃止することは、いわゆるマイナンバー法上問題があるからです。マイナンバー法では 15 条でマイナンバーカードを取得するかどうかは本人の自由で義務ではないとしています。しかし、現行の保険証を廃止することは事実上、マイナンバーカード取得の強制に繋がります。

その指摘を受けて、政府はマイナ保険証を持たない人に資格確認書の発行を決めました。当初、本人からの申請による発行だったものが様々な指摘を受け、申請によらず発行されるということになりました。資格確認書は、今や名前が違うだけで、現行の保険証と変わらないものになっています。新たに資格確認書をつくることに人員も時間も予算もかけることは無駄でしかありません。保険証廃止に固執するよりも、今の保険証を存続させることが最も簡単です。

今現在、現行の紙の保険証とマイナ保険証が両立していることでの問題は起きていません。むしろ現行の保険証を廃止することで、医療の保障や個人情報の管理に課題が生じ、

保険者や医療現場に多大な負担を押しつけることになります。誰でも医療が受けられる権利を保障する国民皆保険制度の根幹をなす現行の健康保険証の廃止を強行すれば、今以上に混乱が広がり、日本が誇る国民皆保険制度を揺るがすことになる」と指摘し、本陳情の採択を求め、討論を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 次に、6 陳情第 1 号について委員長報告は不採択ということに賛成する議員の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 賛成意見がないようですので、次に、反対討論を行います。反対の意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 賛成討論も反対討論もないようですので、以上で、6 陳情第 1 号の討論を終結します。

これより採決します。日程第 3 6 陳情第 1 号について総務文教常任委員長の報告は不採択とすべきものですが、これに賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立同数であります。

よって、6 陳情第 1 号については、不採択とすべきもの 4 名、採択とすべきもの 4 名と同数であることから、可否同数のときは議長の決するところによると規定されております。本陳情については委員長報告のとおり、議長としては不採択することに決定します。よって、6 陳情第 1 号については、不採択とすることに決定しました。

次に、日程第 4 6 陳情第 2 号 民間建築物に係る石綿（アスベスト）等含有調査への助成制度を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る 9 月 4 日に経済厚生常任委員会に審査が付託され、4 日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。

審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長 大澤由香里議員よりご報告をお願いします。大澤議員。

〔5 番 大澤由香里君 登壇〕

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、9 月 3 日に開会の第 3 回定例会第 2 日に審査が付託された 6 陳情第 2 号

民間建築物に係る石綿（アスベスト）等含有調査への助成制度を求める陳情書について、9月4日に欠席の澤本委員を除く委員と関係課長である環境担当主幹の出席の下、審査を行いました。

6陳情第2号について、まず環境担当主幹に説明を求め、次に、議会係長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、環境担当主幹より、本制度についての概要説明があり、町のアスベスト含有調査の申請報告窓口は東京都多摩環境事務所であること、令和5年度の報告では36件であり、最も危険とされるレベル1の件数は0件であったということの説明がありました。

また、調査の助成を行っている自治体は、30市町村の中では八王子市と府中市の2市のみということでした。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、西多摩郡3町村では全て陳情を受け付けており、檜原村は9月5日に所管の常任委員会で審査され、瑞穂町は本日9月6日に、日の出町は9月9日に、いずれも所管の常任委員会で審議の予定であると説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、3名の委員全員が奥多摩町ではレベル1に該当する報告がなく、近隣市町村の動向を注視するとなりました。

採決した結果、趣旨採択とすべきものとして意見が満場一致となりました。

よって、当委員会としては、6陳情第2号については、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。6陳情第2号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、6陳情第2号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 6陳情第2号について経済厚生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、6陳情第2号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 9 月 13 日となっておりますので、明日から 9 月 12 日までの 6 日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日から 9 月 12 日までの 6 日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 4 日目は、9 月 13 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後 4 時 29 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員